名古屋市公報

平成21年 9月30日号　第827号

発行所　名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市役所
電話〔052〕972－2246

編集兼発行人　名古屋市総務局
行政システム部法制課長

目　次　ページ

規　則

○ 名古屋市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則
（健福・総務課）　(第97号)　5
○ 名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則
（健福・総務課）　(第98号)　12
○ 名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則　（住都・総務課）　(第99号)　15
○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則
（住都・総務課）　(第100号)　16
○ 名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する規則
（財政・主税課）　(第101号)　20

告　示

○ 生活保護法による指定介護機関の廃止　（健福・保護課）　(第460号)　23
○ 生活保護法による指定介護機関の変更　（健福・保護課）　(第461号)　26
○ 生活保護法による指定介護機関の指定　（健福・保護課）　(第462号)　29
○ 名古屋まつり無料開放について　（緑土・農政課）　(第463号)　34
○ 県営土地改良事業（藤高地区）の土地改良事業計画書の縦覧について　（緑土・農業技術課）　(第464号)　35
○ 開発行為に関する工事の完了　（住都・開発指導課）　(第465号)　36
○ 名古屋市旧川上貞奴邸の無料開放及び開館時間変更並びに文化のみち橦木館の無料開放について　（住都・都市景観室）　(第466号)　37
○ 開発行為に関する工事の完了　（住都・開発指導課）　(第467号)　38

上下水道局告示

○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始　(第11号)　39
○ 名古屋市水道給水条例第１条第１号、第２号及び第３号の規定に基づく本市水道の給水区域の告示　(第12号)　44

上下水道局管理規程

○ 名古屋市下水道条例施行規程の一部改正　(第19号)　48

交通局告示

○ 乗合自動車の運行系統の新設、変更及び停留所の新設等について　(第7号)　49

交　通　局　管　理　規　程

○ 乗合自動車乗車料条例施行規程及びガイドウェイバスシステム志段味線に係る乗車券の料金及び連絡運輸等に関する規程の一部改正　(第26号)　53

公　　告

○ 一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る公告　（住都・建築指導課）　56
○ 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定に係る公告　（住都・建築指導課）　57
○ 公告（農業委員会農地部会の開催）　（農業委員会）　58
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告　（市経・地域商業課）　59
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告　（市経・地域商業課）　61
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告　（市経・地域商業課）　65
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の公告　（市経・地域商業課）　69

雑　　報

○ 公立大学法人名古屋市立大学における財務諸表の公告　70

規　則　の　あ　ら　ま　し

○　名古屋市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則（第97号）

1　改正内容

(1) 鑑札及び注射済票の様式を定めます。（第11条、第12条、第 5 号様式及び第 6 号様式関係）

(2) その他規定の整備を行います。（第 1 条、第 1 号様式の 2 及び第 1 号様式の 3 関係）

2　施行期日

平成21年10月 1 日から施行します。ただし、第10条の次に 2 条を加える改正規定中第12条に係る部分及び第 4 号様式の次に 2 様式を加える改正規定中第 6 号様式に係る部分は、平成22年 3 月 2 日から施行します。

○　名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則（第98号）

1　改正内容

待機児童解消を図るため、入所定員を超えて保育所に入所することのできる児童の人数の見直しを行います。（附則第 3 項関係）

2　施行期日

平成21年10月 1 日から施行します。

○　名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（第99号）

1　内容

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例（平成21年名古屋市条例第32号）の施行期日を定めるものです。

	名称	所在地	施行期日
公用開始	瑞穂荘	瑞穂区本願寺町	平成21年10月 1 日

○　名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第 100 号）

1　改正内容

市営住宅及び市営住宅に付随する駐車場の公用開始等に伴い、名古屋市営住宅条例施行細則（平成９年名古屋市規則第114号）中別表を改正するものです。

2　施行期日

平成21年10月１日（入居手続等に関する規定は公布の日）から施行します。

○　名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する規則（第101号）

1　改正内容

(1) 平成21年６月４日から平成22年３月31日までの間に認定長期優良住宅を新築し、その旨を市長に申告した場合には、固定資産税を減額する措置が創設されたことに伴い、申告書を整備します。（第61号様式の２関係）

(2) その他規定の整備を行います。（第33条関係）

2　施行期日

公布の日から施行します。

名古屋市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 9月18日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第97号

名古屋市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

名古屋市狂犬病予防法施行細則（昭和32年名古屋市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第 1条第 1項第 2号及び第 3号を次のように改める。

(2) 法第 4条第 4項の規定による犬の死亡の届出	犬の死亡届（第 1号様式の 2）
(3) 法第 4条第 4項又は第 5項の規定による登録事項の変更の届出	犬の登録事項・所有者変更届（第 1号様式の 3）

第10条の次に次の 2条を加える。

（鑑札の様式）

第11条　規則第 5条第 1項ただし書の規定により市長が定める鑑札は、第 5号様式とする。

（注射済票の様式）

第12条　規則第12条第 3項ただし書の規定により市長が定める注射済票は、第

6号様式とする。

第 1号様式の 2及び第 1号様式の 3を次のように改める。

第 1号様式の 2

犬 の 死 亡 届

年　　月　　日

（あて先）名古屋市　　保健所長

届出者　住　所

氏　名　　㊞

（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

狂犬病予防法第 4条第 4項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

犬の死亡当時の所有者	氏　　名		
	住　　所		
登録年度	年度	登録番号	第　　号
死亡年月日	年　　月　　日		

注　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができます。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ 4とする。

第 1号様式の 3

犬 の 登 録 事 項・所 有 者 変 更 届

年　　月　　日

（あて先）名古屋市　　保健所長

届出者　住　所

氏　名　　㊞

（法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）

狂犬病予防法第 4条第 4項/第 5項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td rowspan="3">□登録事項の変更
□犬の所在地
□所有者住所
□所有者氏名</td><td>登 録 年 度</td><td>年度</td><td>登 録 番 号</td><td>第　　号</td></tr>
<tr><td>新</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>旧</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">□所有者の変更</td><td rowspan="2">旧 所 有 者</td><td>住　　所</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>登 録 年 度</td><td>年度</td><td>登 録 番 号</td><td>第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">変　　更　　年　　月　　日</td><td colspan="3">年　　月　　日</td></tr>
</table>

注 1　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができます。

2　該当する□の中にレ印をつけてください。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ 4とする。

第 4号様式の次に次の 2様式を加える。

第 5号様式

（表）　　（裏）

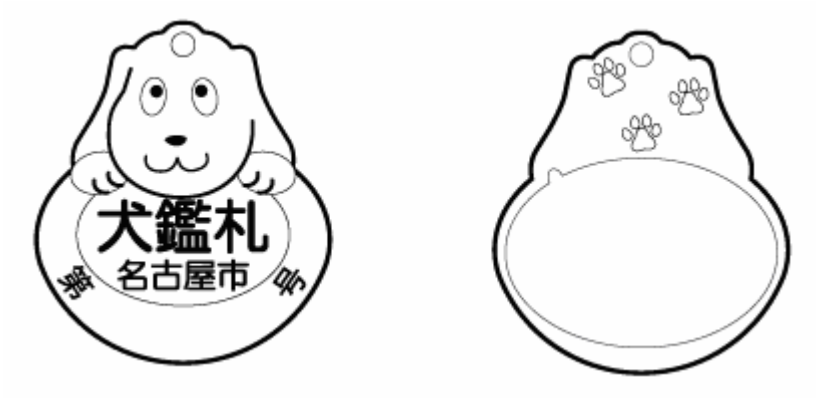

備考 1　鑑札の大きさは、縦29ミリメートル、横25ミリメートルとする。

2　「犬鑑札」の文字は、日本工業規格Ｚ8305に規定する12ポイント以上の大きさの文字とする。

3　鑑札は、金属製とし、文字及び図柄は浮き彫りとする。

4　色は地金色とする。

第 6号様式

備考 1　この様式は、第 5号様式の裏面に貼付するものとする。

2　注射済票の大きさは、縦16ミリメートル、横23ミリメートルとする。

3　「注射済」の文字は、日本工業規格Ｚ8305に規定する 8ポイント以上の大きさの文字とする。

4　原則として、注射実施年度は紺色、「注射済」の文字の輪郭は緑色、注射済票番号は黒色、「名古屋市」の文字は黄色、地色は年度ごとに狂犬病予防法施行規則に定める色、その他の部分は白色とする。

附　則

1　この規則は、平成21年10月 1日から施行する。ただし、第10条の次に 2条を加える改正規定中第12条に係る部分及び第 4号様式の次に 2様式を加える改正規定中第 6号様式に係る部分は、平成22年 3月 2日から施行する。

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市狂犬病予防法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている届は、この規則による改正後の名古屋市狂犬病予防法施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3　この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年９月18日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第98号

名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市児童福祉施設条例施行細則（平成17年名古屋市規則第70号）の一部を次のように改正する。

附則第３項の表を次のように改める。

左　　欄	右　　欄		
	３歳未満　児	３歳児	４歳以上　児
名古屋市春里保育園、名古屋市千代田橋保育園、名古屋市大野保育園、名古屋市山下保育園、名古屋市森の里保育園	11人	５人	10人
名古屋市汁谷保育園、名古屋市宮根保育園、名古屋市都保育園、名古屋市砂田橋保育園、名古屋市味鋺保育園、名古屋市田幡保育園、名古屋市水草保育園、名古屋市芝保育園、名古屋市中	11人		10人

志段味保育園、名古屋市鳥羽見保育園、名古屋市小幡保育園、名古屋市本地第一保育園、名古屋市本地第二保育園、名古屋市森孝保育園、名古屋市はざま保育園、名古屋市太子保育園、名古屋市猪高保育園、名古屋市猪子石第二保育園、名古屋市亀の井保育園、名古屋市よもぎ保育園、名古屋市高針北保育園			
名古屋市上飯田東保育園、名古屋市藤の宮保育園	7 人	5 人	10人
名古屋市如意保育園、名古屋市名城保育園、名古屋市尾上保育園、名古屋市山田保育園、名古屋市野南保育園、名古屋市御田保育園、名古屋市正色第一保育園、名古屋市正色第二保育園、名古屋市十番保育園、名古屋市畑田保育園、名古屋市富田第三保育園、名古屋市豊成保育園、名古屋市本星崎保育園、名古屋市天子田保育園、名古屋市にじが丘保育園、名古屋市藤が丘保育園、名古屋市牧野原保育園	7 人		10人
名古屋市比良西保育園、名古屋市富田第一保育園、名古屋市瀬古保育園、名古屋市大永寺保育園、名古屋市黒石保育園、名古屋市松が根保育園、名古屋市旭出保育園、名古屋市一本松保育園、名古屋市山根保育園	11人		
名古屋市宮前保育園	7 人	5 人	
名古屋市東山保育園、名古屋市西味鋺保育園、名古屋市大高保育園、名古屋市汐見が丘保育園	7 人		
名古屋市星ケ丘保育園、名古屋市北千種保育園、名古屋市北保育園、名古屋市鳩岡保育園、名古屋市五条保育園、名古屋市東丘保育園、名古屋市のりくら保育園、名古屋市藤里保育園、名古	12人		10人

屋市上ノ池保育園、名古屋市平針原保育園			
名古屋市上名古屋保育園、名古屋市中島保育園、名古屋市鳴子保育園	9 人		10人
名古屋市猪子石第一保育園、名古屋市梅森坂保育園	12人	5 人	
名古屋市富田第二保育園、名古屋市片平保育園	12人		
名古屋市荒輪井保育園、名古屋市宝保育園、名古屋市苗代保育園、名古屋市牧野池保育園、名古屋市島田第一保育園	9 人		
名古屋市守山保育園、名古屋市大森保育園、名古屋市島田第二保育園	7 人		
名古屋市上飯田南保育園	8 人		

附　則

この規則は、平成21年10月 1 日から施行する。

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成21年９月18日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第99号

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例（平成21年名古屋市条例第32号）中別表の改正規定のうち南新開荘の項を改める部分の施行期日は、平成21年10月１日とする。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年９月18日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第100号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成９年名古屋市規則第114号）の一部を次のように改正する。

別表第１　１公営住宅の表仲田荘の項中

「

平成17年度	72

」を「

平成17年度	72
平成19年度	72

」に改め、

同表中

「

南新開荘	瑞穂区新開町	中層耐火	5階建	昭和53年度	26
		高層耐火	7階建（併存）	昭和53年度	36
			14階建	昭和52年度	614

」を

「

瑞　穂　荘	瑞穂区本願寺町	高層耐火	6階建	平成19年度	29
南新開荘	瑞穂区新開町	中層耐火	5階建	昭和53年度	26
		高層耐火	7階建（併存）	昭和53年度	36
			14階建	昭和52年度	614

」に

改め、同表くさなぎ荘の項中

「

昭和32年度	60
昭和38年度	70

」を「

昭和32年度	30
昭和38年度	40

」に改める。

別表第3　1公営住宅に付随する駐車場の表仲田荘の項中

「1号から58号まで」を「1号から116号まで」に改め、

同表中

「

南　新　開　荘	1号から36号まで及び115号から192号まで	7,100円
	37号、38号、193号から196号まで及び223号から325号まで	6,500円
	39号から114号まで、197号から222号まで及び326号から334号まで	6,000円

」を

「

瑞　穂　荘	1号から24号まで	8,000円
南　新　開　荘	1号から36号まで及び115号から192号まで	7,100円
	37号、38号、193号から196号まで及び223号から325号まで	6,500円
	39号から114号まで、197号から222号まで及び326号から334号まで	6,000円

」に

改め、同表くさなぎ荘の項中

「1号から70号まで」を「1号から8号まで及び32号から48号まで」に改める。

附　則

1　この規則は、平成21年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2　この規則の規定により新たに公用開始する市営住宅へ入居させるために必要な手続その他の行為及びこの規則の規定により新たに公用開始する駐車場を使用させるために必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年９月25日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第101号

名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市市税条例施行細則（昭和31年名古屋市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第33条第61号の次に次の１号を加える。

(61)の２　認定長期優良住宅に係る固定資産税減額申告書　第61号様式の２

第61号様式（その３）の次に次の１様式を加える。

第61号様式の２

区役所受付印

認定長期優良住宅に係る固定資産税減額申告書

年　　月　　日

（あて先）　名古屋市　　区長

申　告　者（所有者）	住　所（所在地）	
	氏　名（名　称）	

地方税法附則第　条　第　項（中高層耐火建築物以外の住宅）
地方税法附則第　条　第　項（中高層耐火建築物）　の規定の適用を受けたいので、
同条第　項の規定に基づき、下記のとおり申告します。

家　屋　の　所　在　地	

家屋番号	種類	構造	床面積（㎡）	建築年月日
				年　月　日
				年　月　日
				年　月　日

添付書類	□　長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し □　長期優良住宅建築等計画の変更認定通知書の写し □　認定計画実施者の地位の承継に係る承認通知書の写し
備考	

（注）　該当する□にレ印をつけてください。

〔備考〕　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第 460号

生活保護法による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項の規定において準用する同法第50条の 2の規定により、同法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成21年 9月14日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　訪問介護

介　護　機　関　名	所　在　地	廃止年月日
にじのさと北サービスセンター	名古屋市北区平安一丁目 9番18号	平成21年 6月30日
株式会社ナカ指定訪問介護事業所	名古屋市西区平中町 356番地	平成21年 6月 1日
戸田川ヘルパーステーション	名古屋市中川区富永四丁目 266番地	平成19年 3月31日

2　介護予防訪問介護

介　護　機　関　名	所　在　地	廃止年月日
株式会社ナカ指定訪問介護事業所	名古屋市西区平中町 356番地	平成21年 6月 1日
戸田川ヘルパーステーション	名古屋市中川区富永四丁目 266番地	平成19年 3月31日

3　訪問入浴介護

介　護　機　関　名	所　在　地	廃止年月日
なごや訪問入浴介護事業所	名古屋市中村区森末町 3丁目96番地	平成21年 6月23日

4　介護予防訪問入浴介護

介　護　機　関　名	所　在　地	廃止年月日
なごや訪問入浴介護事業所	名古屋市中村区森末町 3丁目96番地	平成21年 6月23日

5　訪問看護

介　護　機　関　名	所　在　地	廃止年月日
千種さんクリニック	名古屋市中区新栄三丁目17番 7号	平成21年 6月21日

6　居宅療養管理指導

介　護　機　関　名	所　在　地	廃止年月日
もうり調剤薬局	名古屋市千種区光が丘一丁目1612番地	平成18年 7月31日
スギ薬局サカエ店	名古屋市中区新栄町 1丁目 1番地	平成21年 6月30日
ヒカリ薬局	名古屋市守山区鳥羽見三丁目 7番 4号	平成18年 9月30日

7　介護予防居宅療養管理指導

介　護　機　関　名	所　在　地	廃止年月日
スギ薬局サカエ店	名古屋市中区新栄町 1丁目 1番地	平成21年 6月30日
ヒカリ薬局	名古屋市守山区鳥羽見三丁目 7番 4号	平成18年 9月30日

8　通所介護

介　護　機　関　名	所　在　地	廃止年月日
ニコニコの家	名古屋市南区鶴里町 2丁目39番地	平成21年 6月30日
デイサービス思得	名古屋市南区星宮町27番地	平成21年 6月30日

9　介護予防通所介護

介　護　機　関　名	所　在　地	廃止年月日
ニコニコの家	名古屋市南区鶴里町 2丁目39番地	平成21年 6月30日
デイサービス思得	名古屋市南区星宮町27番地	平成21年 6月30日

10　通所リハビリテーション

介　護　機　関　名	所　在　地	廃止年月日
南医療生活協同組合たから診療所デイケア	名古屋市南区浜田町 1丁目30番地	平成15年 3月22日

11　福祉用具貸与

介　護　機　関　名	所　在　地	廃止年月日
株式会社ナカ指定福祉用具レンタル	名古屋市西区平中町 356番地	平成21年 6月 1日

12　介護予防福祉用具貸与

介　護　機　関　名	所　在　地	廃止年月日
株式会社ナカ指定福祉用具レンタル	名古屋市西区平中町 356番地	平成21年 6月 1日

13　認知症対応型通所介護

介　護　機　関　名	所　在　地	廃止年月日
グループホーム安楽樹	名古屋市守山区笹ヶ根一丁目 101番地	平成21年 2月20日

14　介護予防認知症対応型通所介護

介　護　機　関　名	所　在　地	廃止年月日
グループホーム安楽樹	名古屋市守山区笹ヶ根一丁目 101番地	平成21年 2月20日

15　居宅介護支援事業

介　護　機　関　名	所　在　地	廃止年月日
オーネスト戸田川指定居宅介護支援事業所	名古屋市中川区富永四丁目 266番地	平成18年 3月31日
たから診療所指定居宅介護支援事業所	名古屋市南区浜田町 1丁目30番地	平成15年 3月22日

16　特定福祉用具販売

介　護　機　関　名	所　在　地	廃止年月日
株式会社ナカ指定福祉用具レンタル	名古屋市西区平中町 356番地	平成21年 6月 1日

17　特定介護予防福祉用具販売

介　護　機　関　名	所　在　地	廃止年月日
株式会社ナカ指定福祉用具レンタル	名古屋市西区平中町 356番地	平成21年 6月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 461号

生活保護法による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項の規定において準用する同法第50条の 2の規定により、同法による指定介護機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成21年 9月14日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　訪問看護

名　　称		山田内科・胃腸科
所　在　地	新	名古屋市中川区戸田明正二丁目2708番地
	旧	名古屋市中川区富田町大字戸田字西上柳瀬22番地の 3
変更年月日		平成21年 7月25日

2　介護予防訪問看護

名　　称		山田内科・胃腸科
所　在　地	新	名古屋市中川区戸田明正二丁目2708番地
	旧	名古屋市中川区富田町大字戸田字西上柳瀬22番地の 3
変更年月日		平成21年 7月25日

3　訪問リハビリテーション

名　　称		山田内科・胃腸科
所　在　地	新	名古屋市中川区戸田明正二丁目2708番地
	旧	名古屋市中川区富田町大字戸田字西上柳瀬22番地の 3
変更年月日		平成21年 7月25日

4　介護予防訪問リハビリテーション

名　　称		山田内科・胃腸科
所　在　地	新	名古屋市中川区戸田明正二丁目2708番地
	旧	名古屋市中川区富田町大字戸田字西上柳瀬22番地の 3
変更年月日		平成21年 7月25日

5　居宅療養管理指導

名　　称		タンポポ調剤薬局
所　在　地	新	名古屋市中川区戸田明正二丁目 301番地
	旧	名古屋市中川区富田町大字戸田字東下柳瀬38番地の 1
変更年月日		平成21年 7月25日
名　　称		山田内科・胃腸科
所　在　地	新	名古屋市中川区戸田明正二丁目2708番地
	旧	名古屋市中川区富田町大字戸田字西上柳瀬22番地の 3
変更年月日		平成21年 7月25日

6　介護予防居宅療養管理指導

名　　称		タンポポ調剤薬局
所　在　地	新	名古屋市中川区戸田明正二丁目 301番地
	旧	名古屋市中川区富田町大字戸田字東下柳瀬38番地の 1
変更年月日		平成21年 7月25日
名　　称		山田内科・胃腸科

所　在　地	新	名古屋市中川区戸田明正二丁目2708番地
	旧	名古屋市中川区富田町大字戸田字西上柳瀬22番地の 3
変更年月日		平成21年 7月25日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 462号

生活保護法による指定介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、同法による介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成21年 9月14日

名古屋市長　河　村　たかし

1　訪問介護

介護機関名	所在地	指定年月日
ブロードケアセンター	名古屋市千種区今池南30番 7号	平成21年 6月23日
にじのさと北サービスセンター	名古屋市北区平安一丁目 2番 3号	平成21年 7月 1日
株式会社ナカ指定訪問介護事業所	名古屋市西区平出町28番地	平成21年 6月 1日
ケアスタイル名東	名古屋市守山区向台一丁目1210番地	平成21年 6月 1日
愛知ケア訪問介護ステーション	名古屋市名東区一社三丁目 108番地	平成21年 7月15日
有限会社東名無線工業介護事業部愛加	名古屋市天白区高坂町 141番地	平成21年 7月 2日

2　介護予防訪問介護

介護機関名	所在地	指定年月日
ブロードケアセンター	名古屋市千種区今池南30番 7号	平成21年 6月23日
にじのさと北サービスセンター	名古屋市北区平安一丁目 2番 3号	平成21年 7月 1日
株式会社ナカ指定訪問介護事業所	名古屋市西区平出町28番地	平成21年 6月 1日
ケアスタイル名東	名古屋市守山区向台一丁目1210番地	平成21年 6月 1日
有限会社東名無線工業介護事業部愛加	名古屋市天白区高坂町 141番地	平成21年 7月 2日

3　訪問入浴介護

介　護　機　関　名	所　在　地	指定年月日
なごや訪問入浴介護事業所	名古屋市中村区上ノ宮町 2丁目31番地	平成21年6月23日

4　介護予防訪問入浴介護

介　護　機　関　名	所　在　地	指定年月日
なごや訪問入浴介護事業所	名古屋市中村区上ノ宮町 2丁目31番地	平成21年6月23日
アサヒサンクリーン在宅介護センター港	名古屋市港区東築地町13番地の 6	平成21年5月 1日

5　訪問看護

介　護　機　関　名	所　在　地	指定年月日
訪問看護リハビリステーション	名古屋市千種区内山二丁目 7番24号	平成21年8月 1日
愛知ケア訪問看護ステーション	名古屋市名東区一社三丁目 108番地	平成21年7月15日

6　介護予防訪問看護

介　護　機　関　名	所　在　地	指定年月日
訪問看護リハビリステーション	名古屋市千種区内山二丁目 7番24号	平成21年8月 1日

7　居宅療養管理指導

介　護　機　関　名	所　在　地	指定年月日
もうり調剤薬局	名古屋市千種区光が丘一丁目1612番地	平成18年8月 1日
スギ薬局岩塚店	名古屋市中村区烏森町 5丁目71番地の 1	平成21年7月 2日
スギ薬局草薙店	名古屋市中村区草薙町 2丁目90番地	平成21年7月 2日
スギ薬局牛巻店	名古屋市瑞穂区新開町16番38号	平成21年7月13日
スギ薬局新瑞橋店	名古屋市瑞穂区洲山町 2丁目33番地の 1	平成21年7月13日
タンポポ調剤薬局	名古屋市中川区富田町大字戸田字東下柳瀬38番地の 1	平成21年7月 1日
スギ薬局守山吉根店	名古屋市守山区深沢一丁目2603番地	平成21年7月 2日

スギ薬局大高南店	名古屋市緑区大高町字西植松31番地	平成21年 7月 2日
スギ薬局富が丘店	名古屋市名東区富が丘11番地	平成21年 7月 2日
桂名会クリニック	名古屋市名東区代万町 3丁目11番地の 1	平成21年 7月 1日

8　介護予防居宅療養管理指導

介　護　機　関　名	所　在　地	指定年月日
スギ薬局岩塚店	名古屋市中村区烏森町 5丁目71番地の 1	平成21年 7月 2日
スギ薬局草薙店	名古屋市中村区草薙町 2丁目90番地	平成21年 7月 2日
スギ薬局牛巻店	名古屋市瑞穂区新開町16番38号	平成21年 7月13日
スギ薬局新瑞橋店	名古屋市瑞穂区洲山町 2丁目33番地の 1	平成21年 7月13日
タンポポ調剤薬局	名古屋市中川区富田町大字戸田字東下柳瀬38番地の 1	平成21年 7月 1日
たから診療所	名古屋市南区北頭町 2丁目35番地	平成21年 4月 1日
スギ薬局守山吉根店	名古屋市守山区深沢一丁目2603番地	平成21年 7月 2日
スギ薬局大高南店	名古屋市緑区大高町字西植松31番地	平成21年 7月 2日
ネット調剤薬局梅森店	名古屋市名東区梅森坂五丁目 1番地の 3	平成21年 5月 1日
スギ薬局富が丘店	名古屋市名東区富が丘11番地	平成21年 7月 2日
桂名会クリニック	名古屋市名東区代万町 3丁目11番地の 1	平成21年 7月 1日

9　通所介護

介　護　機　関　名	所　在　地	指定年月日
えにしデイサービス	名古屋市中川区東起町 5丁目32番地の 4	平成21年 7月 1日
デイサービス花咲	名古屋市南区柵下町 1丁目 4番地	平成21年 7月 1日
デイサービスすまいる	名古屋市南区豊二丁目13番27号	平成21年 6月29日

リハビリデイサービスいもと	名古屋市南区前浜通 7丁目 5番地の 1	平成21年 7月 1日
デイサービスセンターうれしや本郷店	名古屋市名東区社が丘二丁目1407番地の 2	平成21年 7月 1日

10　介護予防通所介護

介　護　機　関　名	所　在　地	指定年月日
デイサービス花咲	名古屋市南区柵下町 1丁目 4番地	平成21年 7月 1日
デイサービスすまいる	名古屋市南区豊二丁目13番27号	平成21年 6月29日
リハビリデイサービスいもと	名古屋市南区前浜通 7丁目 5番地の 1	平成21年 7月 1日

11　通所リハビリテーション

介　護　機　関　名	所　在　地	指定年月日
医療法人珪山会鵜飼リハビリテーション病院	名古屋市中村区寿町30番地	平成21年 5月 1日
南医療生活協同組合たから診療所デイケア	名古屋市南区北頭町 2丁目35番地	平成15年 3月23日

12　短期入所生活介護

介　護　機　関　名	所　在　地	指定年月日
短期入所生活介護あんのん	名古屋市中川区西日置町10丁目 201番地	平成21年 5月 1日

13　介護予防短期入所生活介護

介　護　機　関　名	所　在　地	指定年月日
短期入所生活介護あんのん	名古屋市中川区西日置町10丁目 201番地	平成21年 5月 1日

14　福祉用具貸与

介　護　機　関　名	所　在　地	指定年月日
株式会社ナカ指定福祉用具レンタル	名古屋市西区平出町28番地	平成21年 6月 1日

15　介護予防福祉用具貸与

介　護　機　関　名	所　在　地	指定年月日
株式会社ナカ指定福祉用具レンタル	名古屋市西区平出町28番地	平成21年 6月 1日

16　認知症対応型通所介護

介　護　機　関　名	所　在　地	指定年月日
グループホームあじさい「きそじ」	名古屋市北区喜惣治一丁目 467番地	平成21年7月 1日

17　介護予防認知症対応型通所介護

介　護　機　関　名	所　在　地	指定年月日
グループホームあじさい「きそじ」	名古屋市北区喜惣治一丁目 467番地	平成21年7月 1日

18　認知症対応型共同生活介護

介　護　機　関　名	所　在　地	指定年月日
グループホームファミリア千代田	名古屋市中区千代田三丁目22番21号	平成21年7月 1日

19　介護予防認知症対応型共同生活介護

介　護　機　関　名	所　在　地	指定年月日
グループホームファミリア千代田	名古屋市中区千代田三丁目22番21号	平成21年7月 1日

20　居宅介護支援事業

介　護　機　関　名	所　在　地	指定年月日
オーネスト戸田川指定居宅介護支援事業所	名古屋市中川区富永四丁目 266番地	平成21年7月 1日
たから診療所指定居宅介護支援事業所	名古屋市南区北頭町 2丁目35番地	平成15年3月23日

21　特定福祉用具販売

介　護　機　関　名	所　在　地	指定年月日
株式会社ナカ指定福祉用具レンタル	名古屋市西区平出町28番地	平成21年6月 1日

22　特定介護予防福祉用具販売

介　護　機　関　名	所　在　地	指定年月日
株式会社ナカ指定福祉用具レンタル	名古屋市西区平出町28番地	平成21年6月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 463号

名古屋まつり無料開放について

名古屋まつりの実施に伴い、名古屋市東谷山フルーツパーク条例（昭和55年名古屋市条例第33号）第 4条第 2項及び名古屋市農業文化園条例（平成元年名古屋市条例第13号）第 4条第 2項の規定に基づき、次のとおり有料施設の使用料を免除します。

平成21年 9月14日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　使用料を免除する施設

名古屋市東谷山フルーツパークの「世界の熱帯果樹温室」

名古屋市農業文化園の「農業科学館展示室」及び「フラワーセンター」

2　期日

平成21年10月 4日（日）

名古屋市緑政土木局農政課

名古屋市告示第 464号

県営土地改良事業（藤高地区）の土地改良事業計画書の縦覧について

愛知県が県営土地改良事業（藤高地区）の土地改良事業計画を定めました。
土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 5項の規定により、愛知県から指定された名古屋市での縦覧については、以下のとおりです。

平成21年 9月15日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　縦覧の期間
平成21年 9月16日から平成21年10月19日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日を除きます。

2　縦覧の時間
午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、正午から午後 0時45分までは除きます。

3　縦覧の場所
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市緑政土木局農業技術課
（名古屋市役所西庁舎 5階）

名古屋市緑政土木局農業技術課

名古屋市告示第 465号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成21年 9月18日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　許可年月日及び許可番号
平成20年 4月22日　20指令住開指第14号
平成20年12月11日　20指令住開指第14号の 2（変更許可）

2　開発区域又は工区に含まれる地域の名称
名古屋市緑区大将ヶ根一丁目1708番 1及び1709番 3
（関連区域　名古屋市緑区大将ヶ根一丁目1704番、1708番 2及び1709番 4）

3　開発許可を受けた者の住所及び氏名
名古屋市千種区内山三丁目12番14号
株式会社菊和　代表取締役　菊池　清

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 466号

名古屋市旧川上貞奴邸の無料開放及び開館時間変更並びに文化のみち橦木館の無料開放について

名古屋市旧川上貞奴邸条例（平成16年名古屋市条例第25号）第 5条第 2項、名古屋市旧川上貞奴邸条例施行細則（平成16年名古屋市規則第92号）第 2条の 2第 1項及び名古屋市文化のみち橦木館条例（平成20年名古屋市条例第45号）第 6条第 2項の規定により、名古屋まつりの実施に伴い、次のとおり施設使用料の免除及び開館時間の変更をします。

平成21年 9月18日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　使用料を免除する施設
名古屋市旧川上貞奴邸復元棟
名古屋市文化のみち橦木館

2　開館時間を変更する施設
名古屋市旧川上貞奴邸

3　開館時間の変更内容
開館時間について、「午前10時から午後 5時まで」を「午前10時から午後 7時まで」に変更します。

4　期日
平成21年10月 4日（日）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市景観室

名古屋市告示第 467号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成21年 9月25日

名古屋市長　河　村　たかし

許可年月日及び許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成21年 3月26日 20指令住開指第 174号	名古屋市中川区丸米町二丁目68番	名古屋市瑞穂区妙音通三丁目31番地の 1 株式会社サンヨーハウジング名古屋 代表取締役　宮﨑宗市
平成20年 8月 1日 20指令住開指第66号	名古屋市守山区大森八龍一丁目2418番 2	名古屋市北区楠味鋺四丁目1601番地 甲田壮一
平成21年 2月25日 20指令住開指第 155号	名古屋市千種区東山元町五丁目55番	名古屋市千種区桜が丘 226番地 三東設備工事株式会社 代表取締役　杉浦　隆
平成21年 3月24日 20指令住開指第 173号	名古屋市港区本宮町一丁目36番 4、36番 5、東土古町二丁目 1番 6、 1番10及び 1番11	名古屋市港区新川町二丁目 1番地 イワクラゴールデンホーム株式会社 代表取締役　飯田元征

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市上下水道局告示第11号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第９条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、平成21年９月16日から２週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

平成21年９月15日

名古屋市上下水道局長　　三　宅　　勝

１　公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日

平成21年10月１日

２　公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区　名	町　　名	字　・　丁　目	摘要	
守山区	小　幡　四　丁　目		一部	北区米が瀬町 名古屋市上下水道局守山水処理センター
	上　志　段　味	洞田	〃	〃
	川　　上　　町		〃	〃
緑　区	鳴　　海　　町	諸ノ木	〃	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局鳴海水処理センター

３　供用を開始する排水施設の位置

別添図面のとおり

４　供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	
分流式	守山区　緑区

排水施設の位置図

守山区（分流式） Ｎｏ．**1**

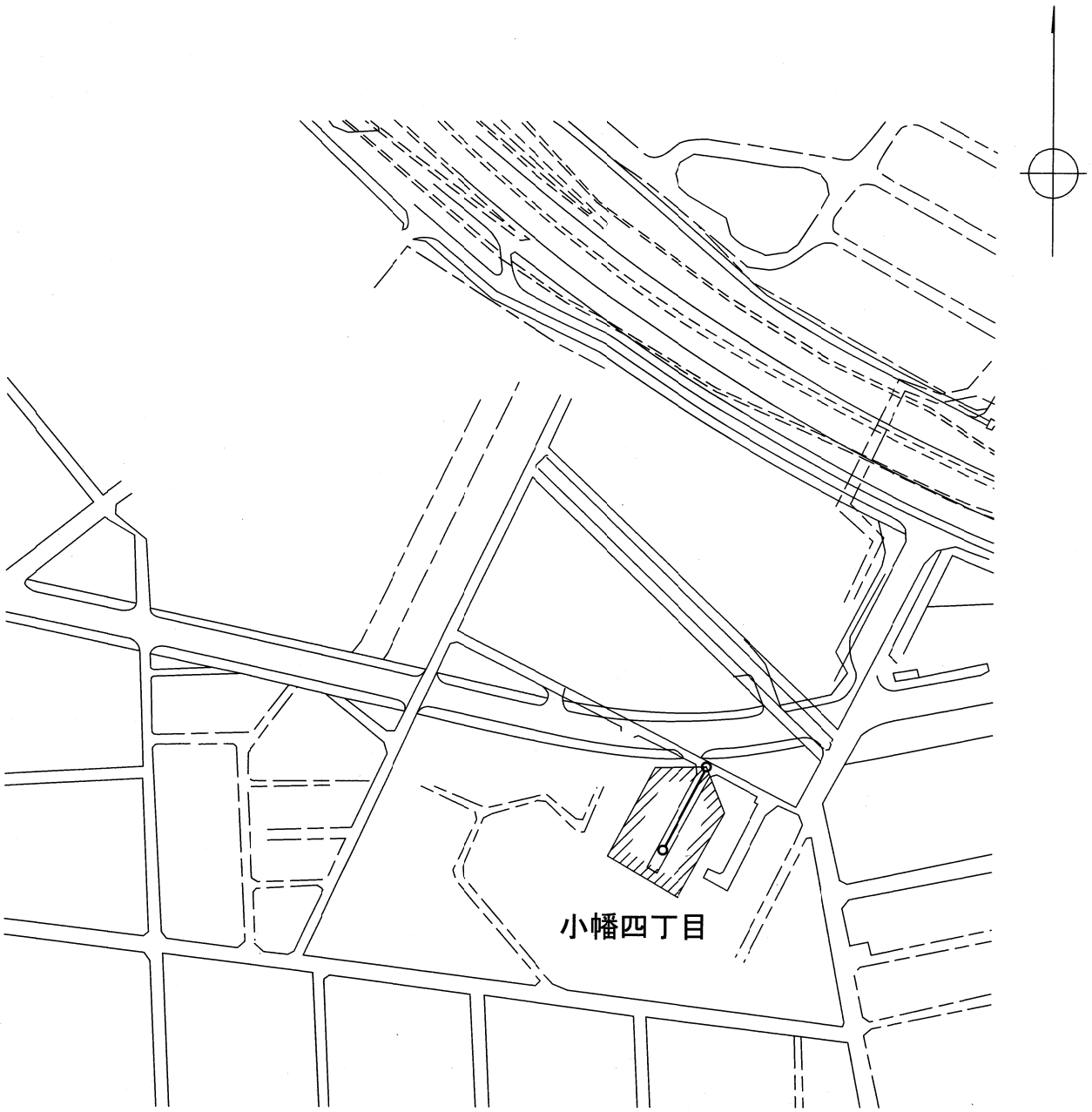

供 用 開 始 区 域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

守山区（分流式） Ｎｏ．2

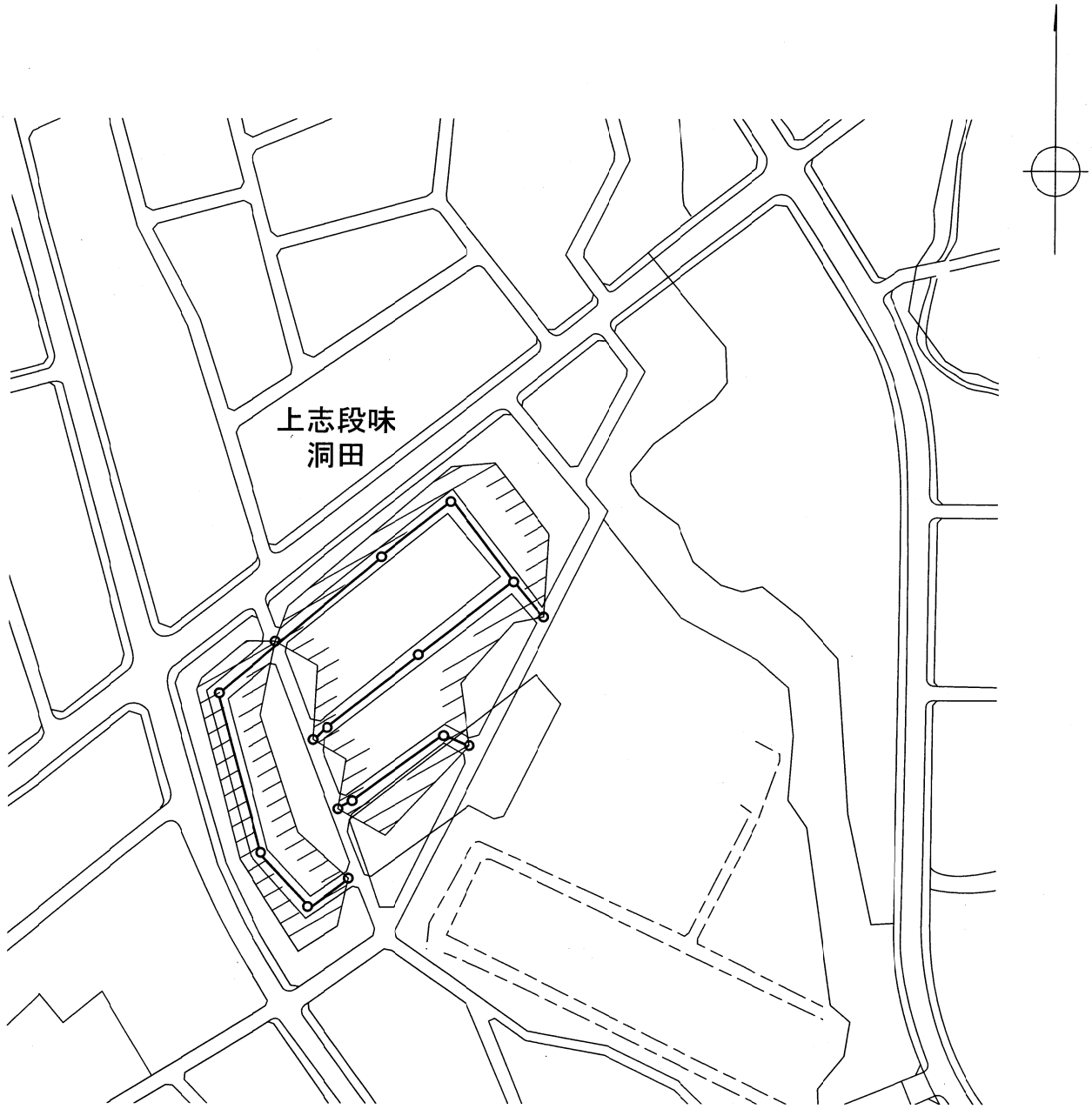

供 用 開 始 区 域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

守山区（分流式） Ｎｏ．３

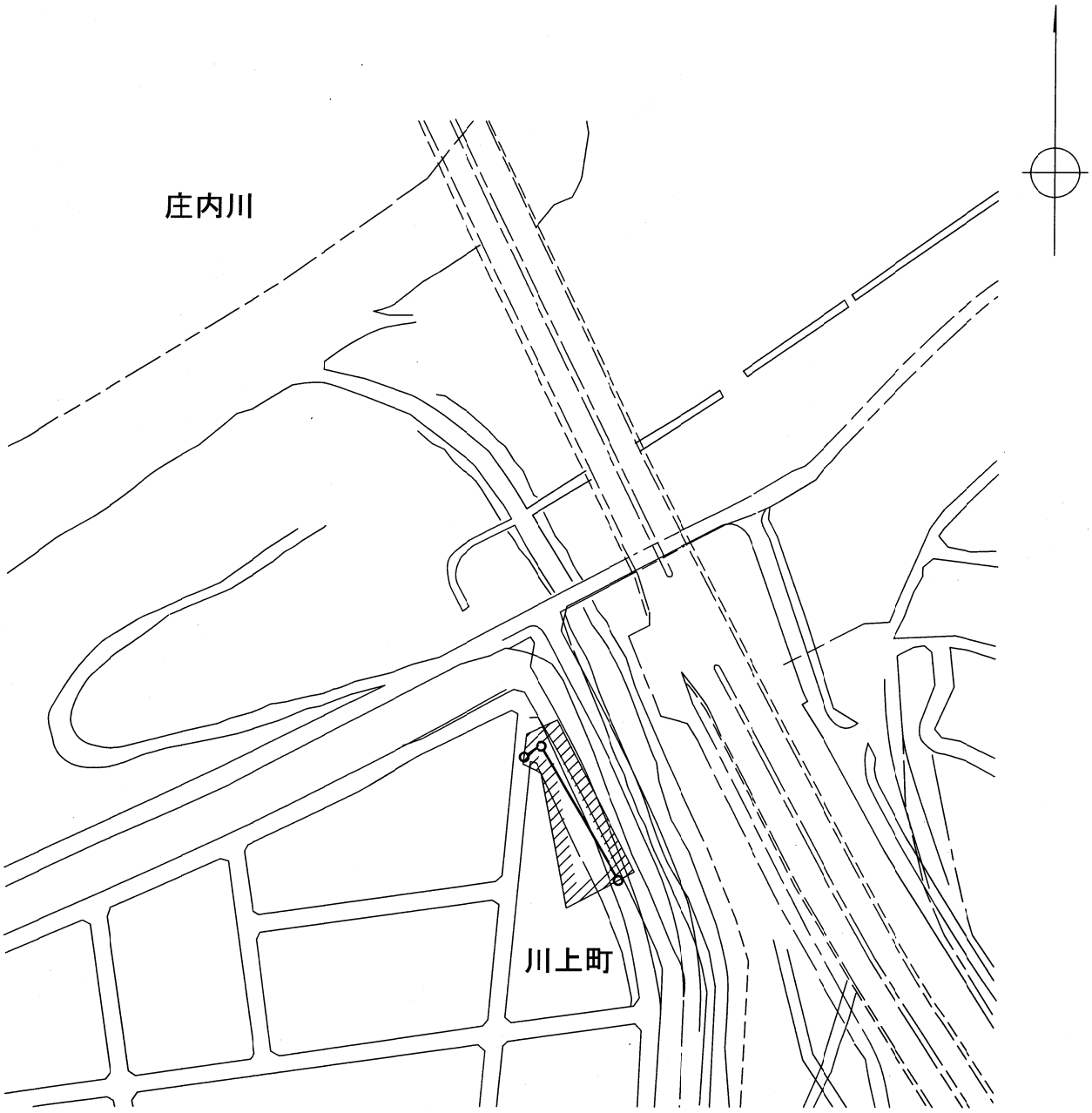

供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

市　界

排水施設の位置図

緑　区（分流式）

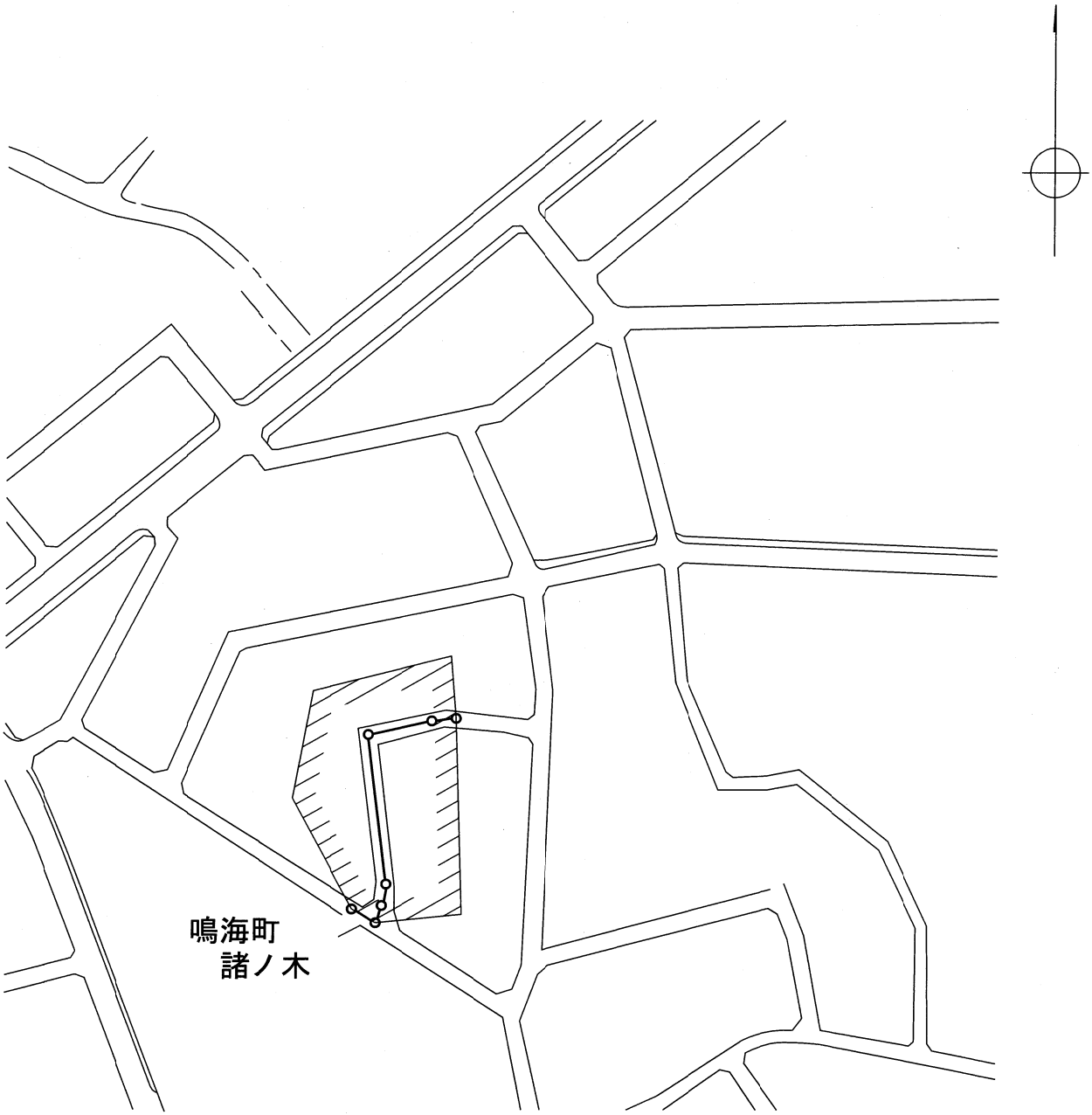

供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

名古屋市上下水道局告示第12号

名古屋市水道給水条例（昭和22年名古屋市条例第34号）第１条第１号、第２号及び第３号の規定に基づき清須市、北名古屋市及び海部郡甚目寺町の区域における本市水道の給水区域を告示する。

平成21年９月16日

名古屋市上下水道局長　　三　宅　　勝

名古屋市水道給水条例第１条第１号、第２号及び第３号に規定する「別に告示する区域」は、次表市町欄に掲げる市町の区分に応じ、それぞれ同表給水区域欄に定める区域とする。

市町	給水区域
清須市	西枇杷島町旭一丁目、西枇杷島町旭二丁目、西枇杷島町旭三丁目、西枇杷島町亥新田、西枇杷島町泉、西枇杷島町一反五畝割、西枇杷島町一反二畝割、西枇杷島町稲株、西枇杷島町井下見取、西枇杷島町恵比寿、西枇杷島町大野、西枇杷島町押花、西枇杷島町小田井一丁目、西枇杷島町小田井二丁目、西枇杷島町小田井三丁目、西枇杷島町小野田、西枇杷島町替地、西枇杷島町片町、西枇杷島町上新、西枇杷島町川口、西枇杷島町北枇杷池、西枇杷島町北二ツ杁、西枇杷島町北大和、西枇杷島町古城一丁目、西枇杷島町古城二丁目、西枇杷島町五畝割、西枇杷島町小場塚、西枇杷島町十軒裏、西枇杷島町芝野新田、西枇杷島町芝場、西枇杷島町下小田井、西枇杷島町下新、西枇杷島

		町下砂入、西枇杷島町城並一丁目、西枇杷島町城並二丁目、西枇杷島町城並三丁目、西枇杷島町砂入、西枇杷島町末広、西枇杷島町住吉、西枇杷島町大黒、西枇杷島町辰新田、西枇杷島町地領、西枇杷島町地領一丁目、西枇杷島町地領二丁目、西枇杷島町問屋、西枇杷島町七畝割、西枇杷島町西笹子原、西枇杷島町西八丁、西枇杷島町西枇杷池、西枇杷島町西六軒、西枇杷島町子新田、西枇杷島町橋詰、西枇杷島町花咲、西枇杷島町東笹子原、西枇杷島町東六軒、西枇杷島町日の出、西枇杷島町日之出一丁目、西枇杷島町二見、西枇杷島町弁天、西枇杷島町南問屋、西枇杷島町南枇杷池、西枇杷島町南二ツ杁、西枇杷島町南松原、西枇杷島町南大和、西枇杷島町南六軒、西枇杷島町宮前一丁目、西枇杷島町宮前二丁目、西枇杷島町養和、西枇杷島町芳野一丁目、西枇杷島町芳野二丁目、西枇杷島町芳野三丁目、西枇杷島町六拾軒、枇杷島駅前東一丁目、朝日愛宕、朝日貝塚、朝日検見、朝日五条、朝日城屋敷、朝日天王、朝日弥生、一場、一場福島、一場弓町、大嶋一丁目、大嶋二丁目、北市場本町三丁目、北市場本町四丁目、清洲、清洲田中町、清洲弁天、清洲一丁目、清洲二丁目、清洲三丁目、清洲四丁目、上条、上条織部、上条一丁目、上条二丁目、新清洲一丁目、新清洲二丁目、新清洲三丁目、新清洲四丁目、新清洲五丁目、新清洲六丁目、土田江ノ相、土田小中

	畑、土田川田、土田北浦、土田郷上切、土田郷下切、土田郷中切、土田郷前、土田五反地、土田小松野、土田三反地、土田角田、土田高島、土田丁長、土田ツツミ田、土田堂畑、土田八反田、土田一丁目、西市場一丁目、西市場二丁目、西市場三丁目、西市場四丁目、西市場五丁目、西市場六丁目、西田中石塚、西田中城下、西田中長堀、西田中白山、西田中蓮池、西田中本城、西田中松本、廻間、廻間一丁目、廻間二丁目、廻間三丁目、阿原池之表、阿原鴨池、阿原北野、阿原九丁田、阿原神門、阿原角の城、阿原八幡、阿原星の宮、阿原宮東、阿原宮前、阿原向北、上河原、下河原、須ケ口、須ケ口駅前一丁目、須ケ口駅前二丁目、助七五反田、助七東山中、助七美里、助七芳花、助七一丁目、助七二丁目、寺野池端、寺野郷前、寺野中園、寺野花笠、寺野花園、寺野美鈴、寺野元町、桃栄一丁目、桃栄二丁目、桃栄三丁目、桃栄四丁目、土器野、中河原、鍋片一丁目、鍋片二丁目、鍋片三丁目、西須ケ口、西堀江、萩野、東須ケ口及び東外町の全部区域
北名古屋市	久地野の一部区域
海部郡甚目寺町	大字甚目寺、本郷、大字坂牧、大字下萱津、大字中萱津、大字上萱津、大字森、森、大字方領、大字石作、小路及び大字新居屋の全部区域並びに大字西今宿の一部区域

附　則

1　この告示は、平成21年10月１日から施行する。

2　名古屋市水道の本市の区域外における給水区域について（平成18年名古屋市上下水道局告示第９号）は、廃止する。

名古屋市上下水道局管理規程第19号

名古屋市下水道条例施行規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第58号）の一部を次のように改正する。

平成21年９月18日

名古屋市上下水道局長　　三　宅　　勝

別表第１中「2,280,000円」を「2,300,000円」に、「213,000円」を「215,000円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成21年10月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　この規程による改正後の別表第１の規定は、施行日以後に申請のあった取付管工事に係る関連工事費から適用し、施行日前に申請のあった取付管工事に係る関連工事費については、なお従前の例による。

名古屋市交通局告示第７号

乗合自動車の運行系統の新設、変更及び停留所の新設等について

本市乗合自動車の運行系統の新設、変更及び停留所の新設等を次のとおり実施します。

平成２１年9月１８日

名古屋市交通局長　長谷川　康　夫

１　新設系統

系統記号	運行区間
藤丘１２	藤が丘～四軒家～東谷山フルーツパーク
藤丘１２ロ	藤が丘～四軒家～印場
ガイド１ロ	小幡緑地～吉根～高蔵寺
ガイド１ハ	印場～上島～高蔵寺

２　変更系統

現行		変更後	
系統記号	運行区間	系統記号	運行区間
藤丘１２イ	印場～中志段味	藤丘１２イ	印場～東谷山フルーツパーク
志段味巡回	印場駅～印場駅	志段味巡回	東谷山フルーツパーク～小幡

３　新設停留所

名称	位置	
雨池（あまいけ）	東行	名古屋市守山区中志段味二ツ塚２２３２の３番地先
	西行	名古屋市守山区中志段味西原２７７４の１番地先
大久手池（おおくていけ）	南行	名古屋市守山区上志段味稲堀田新田１９２３番地先
	北行	名古屋市守山区上志段味稲堀田新田１８３６の１番地先
風越橋（かぜこしばし）	南行	名古屋市守山区下志段味長戸１６５３の３番地先
	北行	名古屋市守山区下志段味長戸１６５９番地先

勝手塚（かってづか）	南行 北行	名古屋市守山区上志段味大久手下１９７１番地先 名古屋市守山区上志段味樹木１６２８の１番地先
上志段味（かみしだみ）	東行 西行	名古屋市守山区上志段味羽根５６９番地先 名古屋市守山区上志段味羽根５６６の１番地先
志段味支所（しだみししょ）	南行 北行	名古屋市守山区下志段味１４６５の１番地先 名古屋市守山区下志段味横堤１３９０の１番地先
新東谷橋南（しんとうごくばしみなみ）	東行 西行	名古屋市守山区上志段味茂中６２７の２番地先 名古屋市守山区上志段味茂中６２４番地先
寺林（てらばやし）	東行 西行	名古屋市守山区中志段味寺林６の３８番地先 名古屋市守山区中志段味下定納８０番地先
東谷山（とうごくさん） フルーツパーク	回転場	名古屋市守山区上志段味洞田１１２５番地
東谷橋（とうごくばし）	東行 西行	名古屋市守山区上志段味山ノ田１０２６番地先 名古屋市守山区上志段味山ノ田１０２０の１番地先
所下（ところげ）	南行 北行	名古屋市守山区上志段味所下１０５９の２番地先 名古屋市守山区上志段味所下１０７４番地先
西原（にしはら）	東行 西行	名古屋市守山区中志段味四畝物２２８３の１番地先 名古屋市守山区中志段味大洞口２７４３の１番地先
東原（ひがしはら）	東行 西行	名古屋市守山区中志段味東原２５１６番地先 名古屋市守山区中志段味南原２６４５番地先
藤塚（ふじつか）	東行 西行	名古屋市守山区中志段味冨士塚２３７９の３番地先 名古屋市守山区中志段味冨士塚２３７３の１番地先
南原（みなみはら）	東行 西行	名古屋市守山区中志段味東原２５１６番地先 名古屋市守山区中志段味南原２６４５番地先

旭労災病院（あさひろうさいびょういん）	南行 北行	尾張旭市平子が丘２丁目７の１２番地先 尾張旭市平子が丘町１丁目２の４番地先
印場東（いんばひがし）	東行 南行	尾張旭市白鳳町２丁目９３番地先 尾張旭市白鳳町２丁目１４０番地先
桜ケ丘町一丁目（さくらがおかちょういっちょうめ）	南行 北行	尾張旭市桜ケ丘町３丁目１番地先 尾張旭市桜ケ丘町１丁目３７番地先
桜ケ丘町三丁目（さくらがおかちょうさんちょうめ）	南行 北行	尾張旭市桜ケ丘町３丁目１２０番地先 尾張旭市桜ケ丘町２丁目８７番地先
白鳳町一丁目（はくほうちょういっちょうめ）	南行 北行	尾張旭市白鳳町１丁目１０３番地先 尾張旭市桜ケ丘町２丁目２５５番地先
東尾張病院南（ひがしおわりびょういんみなみ）	南行 北行	尾張旭市平子町北５９番地先 尾張旭市平子町北５９番地先
高蔵寺（こうぞうじ）	駅前 広場	春日井市高蔵寺町４丁目８の２番地先

4　増設停留所

名　　称	位　　置	
花　　井	南　行	名古屋市緑区鳴海町字矢切７８の４番地先

5　名称変更停留所

現　　行		変　更　後
志段味支所前		志段味支所北（しだみししょきた）
西小学校前		志段味西小学校（しだみにししょうがっこう）
東尾張病院	北　行	東尾張病院南（ひがしおわりびょういんみなみ）

6　位置変更停留所

名　　称	変　更　後　の　位　置	
花　　井	東　行	名古屋市緑区鳴海町字矢切４３の１番地先

7　廃止停留所

吉根平池、寿楽荘、太鼓ヶ根北

８　経路

系 統 記 号	経　　路
藤丘１２	藤が丘－[現行と同一経路] －旭桜ケ丘－東尾張病院南－長廻間－[現行と同一経路] －中志段味－藤塚－寺林－上志段味－新東谷橋南－所下－東谷山フルーツパーク
藤丘１２イ	印場－旭桜ケ丘－東尾張病院南－長廻間－[現行と同一経路] －中志段味－藤塚－寺林－上志段味－新東谷橋南－所下－東谷山フルーツパーク
藤丘１２ロ	藤が丘－[現行の藤丘１２号系統と同一経路] －印場
新瑞１２	新瑞橋－［現行と同一経路］－名鉄鳴海－花井－鳴海小学校－［現行と同一経路］－白土
新瑞１２イ	新瑞橋－［現行と同一経路］－名鉄鳴海－花井－鳴海小学校－［現行と同一経路］－緑車庫
野並１９	野並－［現行と同一経路］－鳴海小学校－花井－名鉄鳴海－［現行と同一経路］－星崎
野並１９イ	野並－［現行と同一経路］－鳴海小学校－花井－名鉄鳴海－［現行と同一経路］－鳴尾車庫
志段味巡回	東谷山フルーツパーク－所下－新東谷橋南－勝手塚－大久手池－南原－東原－西原－雨池－志段味支所－風越橋－島の口－穴ケ洞－志段味サイエンスパーク－玉野川学園－吉根住宅 －長廻間－東尾張病院南－旭労災病院－桜ケ丘町一丁目－桜ケ丘町三丁目－白鳳町一丁目－印場東－印場駅－大森霞ヶ丘－八剣－大森－大森口－喜多山－守山東中学校－守山区役所南－小幡
ガイド１ロ	小幡緑地－[現行のガイド１号系統と同一経路]－上島－志段味西小学校－荒田－天王橋－志段味支所北－中志段味－藤塚－寺林－上志段味－新東谷橋南－東谷橋－高蔵寺
ガイド１ハ	印場－旭桜ケ丘－東尾張病院南－東尾張病院－太鼓ケ根－平池南－上島－志段味西小学校－荒田－天王橋－志段味支所北－中志段味－藤塚－寺林－上志段味－新東谷橋南－東谷橋－高蔵寺

９　実施時期

平成２１年１０月１日

名古屋市交通局営業本部自動車部管理課

名古屋市交通局管理規程第２６号

乗合自動車乗車料条例施行規程及びガイドウェイバスシステム志段味線に係る乗車券の料金及び連絡運輸等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成２１年９月２４日

名古屋市交通局長　長谷川　康　夫

（乗合自動車乗車料条例施行規程の一部改正）

第１条　乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和２８年名古屋市交通局管理規程第３５号）の一部を次のように改正する。

第２４条の３第４項中「、深夜バス系統及びガイドウェイバスシステム志段味線における運行系統」を「及び深夜バス系統」に改める。

（ガイドウェイバスシステム志段味線に係る乗車券の料金及び連絡運輸等に関する規程の一部改正）

第２条　ガイドウェイバスシステム志段味線に係る乗車券の料金及び連絡運輸等に関する規程（平成１３年名古屋市交通局管理規程第５号）の一部を次のように改正する。

第２条の表区域の項中「中志段味」を「高蔵寺」に改め、同表運行主体の項中「、名鉄バス株式会社（以下「名鉄バス」という。）及びジェイアール東海バス株式会社（以下「ＪＲバス」という。）の３者による共同運行」を削る。

第３条第２号ア中「で、別表第１のとおり」を削る。

第６条第１項中「中志段味」を「高蔵寺」に改める。

第７条及び第８条を次のように改める。

（カード規程の適用の特例）

第７条　平面区間及び高架区間を運行する路線におけるカードの取扱いについては、カード規程第７条、第９条及び第１０条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) カードを利用することができる料金箱によって、普通料金又は割引普通料金（バス専用カードを除く。）をカードの使用可能額の残額から差し引く。

(2) 前号の取扱いにおいて、バス専用カードは、午前１０時から午後４時までに乗車する場合に限り使用することができる。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日並びに土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に適用するダイヤにより運行する日にあっては、全日使用することができる。

(3) カードを使用する場合は、大人用カード１枚をもって１人が、小児・特割専用カード１枚をもって小児又は乗合規程第２７条に基づき割引普通料金の適用対象となる者１人が、小児専用カード１枚をもって小児１人が、ぞれぞれ使用する場合に限るものとする。ただし、あらかじめ係員に申し出ることにより、複数人で１枚のカードを使用すること（以下「複数人使用」という。）ができる。

(4) カードの使用可能額の残額が、支払おうとする料金に不足するときは、カードの使用可能額の残額を差し引いて、その不足額を現金又は他の同種のカードにより支払うことができる。

(5) バス・地下鉄共通カードを所持する者が、平面区間と平面区間、本市乗合自動車の路線又はカード規程別表第２に定める名鉄バス株式会社の乗合自動車とを９０分以内に乗り継いで乗車する場合は、乗継後の他の区間における料金の差引きに当たっては、第１号の規定にかかわらず、料金から次に定める額を差し引いた額（以下「バス・バス乗継割引料金」という。）を差し引く。

ア　大人　８０円（割引普通料金の対象となる者については半額）

イ　小児　４０円（割引普通料金の対象となる者については半額）

(6) 前号の取扱いは、一対の乗継ぎについて１回、乗継前の料金が１枚のカード又は複数の同種のカードで差し引かれている場合（複数人使用の場合を除く。）に限り行う。

(7) バス・バス乗継割引料金の差引きに当たって、カードの使用可能額の残額がバス・バス乗継割引料金に満たない場合（０円の場合を含む。）は、カードの使用可能額の残額を差し引いて、その不足額を現金又は他の同種のカードにより支払うことができる。

(8) 平面区間及び高架区間を経由して運行する路線と高速電車とを乗り継いで乗車する場合においては、カード規程第１０条に定めるバス・地下鉄乗継割引料金は、適用しない。

（乗車方法）

第８条　ガイドウェイバスシステム志段味線において、乗客は、次の各号に定めるところにより乗車するものとする。

(1) 乗車料金を現金で支払う場合においては、乗車の際、整理券発行機から整理券を取り出し、降車の際、整理券及び乗車料金を所定の料金箱に投入する。

(2) 定期券又は一日乗車券で乗車する場合においては、乗車の際、整理券発行機から整理券を取り出し、降車の際、定期券又は一日乗車券を係員に提示し、整理券を所定の料金箱に投入する。

(3) カードで乗車する場合においては、乗車の際、乗車口カード読み取り機にカードを挿入し、降車の際、所定の料金箱にカードを挿入する。

第９条から第１１条までを削る。

第１２条第１項中「、名鉄バス及びＪＲバス」を削り、同条第４項中「並びにガイドウェイ会社及び名鉄バス」を「及びガイドウェイ会社」に改め、「、名鉄バス及びＪＲバス」を削り、同条を第９条とする。

別表第１及び別表第２を削る。

附　則

この規程は、平成２１年１０月１日から施行する。

一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定に基づき、建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で2以上のものが一団地を形成している場合において、当該一団地内に建設される1又は2以上の構えを成す建築物を、一の敷地内にあるものと認めましたので、同条第8項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

平成21年9月14日

名古屋市長　河　村　たかし

1　認定対象区域
名古屋市千種区若水二丁目201番、203番

2　縦覧場所
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課
（名古屋市役所西庁舎2階）

3　縦覧日時
名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後0時45分までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の
位置及び構造の認定に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第２０１号）第86条の２第１項の規定に基づき、次の認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第６項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

平成21年９月15日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

１　認定対象区域
名古屋市港区野跡一丁目94番、95番、96番、97番、98番、99番及び１００番

２　縦覧場所
名古屋市中区三の丸三丁目１番１号
名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課
（名古屋市役所西庁舎２階）

３　縦覧日時
名古屋市の休日を定める条例（平成３年名古屋市条例第36号）第２条第１項に規定する本市の休日以外の日の午前８時45分から午後５時15分まで。ただし、正午から午後０時45分までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

公　　告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第22条第 4項の規定に基づき名古屋市農業委員会農地部会を開催するので、次のとおり公告する。

平成21年 9月15日

名古屋市農業委員会農地部会長　　荒　木　輝　昌

1　開催日時
平成21年 9月18日（金）　午後 2時
2　場所
名古屋市役所西庁舎　12階　第18会議室
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
3　議案
第49号議案　農地法第 3条の規定による所有権移転申請書の審議について
第50号議案　農地法第 3条の規定による使用貸借権設定申請書の審議について
第51号議案　農地法第 5条の規定による許可申請書の審議について（所有権移転）
第52号議案　農地法第 5条の規定による許可申請書の審議について（使用貸借権設定）
第53号議案　生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について
第54号議案　相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
第55号議案　相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
第56号議案　農業振興地域整備計画変更の意見聴取について

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成21年 9月16日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

レクサス星が丘

名古屋市千種区星が丘元町15番 7号

2　変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

設置者	代表者の氏名	
	変更前	変更後
ネッツトヨタ東名古屋㈱	代表取締役　山口　春三	代表取締役　山口　茂樹

3　変更の日

平成18年 6月 1日

4　変更した理由

代表者の所管変更のため

5　届出の日

平成21年 9月 3日

6　届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成21年 9月16日から平成22年 1月18日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日及び12月29日から同月31日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8　大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9　意見書の提出期限及び提出先

平成22年 1月18日　　名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成21年 9月16日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

名古屋港ショッピングモール

名古屋市港区一州町 1番の 3

2　変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所

設置者	住所	
	変更前	変更後
㈱アルペン	名古屋市西区児玉三丁目35番18号	名古屋市中区丸の内二丁目 9番40号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者氏名

№	変更前			変更後			変更年月日
	名　称	代表者の氏　名	住　所	名　称	代表者の氏　名	住　所	
1	㈱アルペン	代表取締役水野　泰三	名古屋市西区児玉三丁目35番18号	変更なし	変更なし	名古屋市中区丸の内二丁目 9番40号	平成19年10月 1日

2	テレコム三洋㈱	代表取締役小酒井　桂一	大阪市北区西天満五丁目 9番 3	㈱ティーガイア	代表取締役宮崎　重則	渋谷区恵比寿 4丁目 1―18	平成20年10月1日
3	㈱メガネスーパー	代表取締役田中　由子	神奈川県小田原市本町四丁目 2番39号	日本出版販売㈱	代表取締役古屋　文明	千代田区神田駿河台 4丁目 3番地	平成19年9月8日
4	―	―	―	㈱ツインマーボ	代表取締役大藪　幸子	大阪市北区大深町 2番48号	平成20年10月25日
5	―	―	―	㈱パーパス	代表取締役天野　哲	名古屋市緑区鴻仏目 2丁目 102番地	平成20年11月23日
6	―	―	―	ブックオフコーポレーション㈱	代表取締役佐藤　弘志	神奈川県相模原市古淵 2丁目14番20号	平成21年9月30日
7	スナップ販売㈱	代表取締役本田　進	千葉市美浜区中瀬二丁目 6番地	―	―	―	平成21年3月31日
8	岩田食品㈱	代表取締役岩田　功	愛知県一宮市萩原町松山 566― 8	―	―	―	平成18年1月22日

9	㈱デリカスイト	代表取締役 堀　富士夫	岐阜県大垣市築捨町五丁目77番地	―	―	―	平成18年1月22日
10	㈱ベル・シャポー	代表取締役 近森　俊彦	名古屋市中区大須二丁目16番26号	―	―	―	平成18年3月31日
11	磯田園製茶㈱	代表取締役 磯田　義人	愛知県田原市柳町28番1号	―	―	―	平成18年10月25日

3　変更の日

(1) 設置者の住所については、平成19年10月 1日

(2) 小売業者については、2(2)で既述

4　変更した理由

(1) 設置者の住所については、本店移転のため

(2) № 1の小売業者については、本店移転のため

(3) № 2の小売業者については、合併による社名変更のため

(4) № 3の小売業者については、入替えのため

(5) № 4から№ 6の小売業者については、入店のため

(6) № 7から№11の小売業者については、退店のため

5　届出の日

平成21年 9月 3日

6　届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7　届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成21年 9月16日から平成22年 1月18日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日及び12月29日から同月31日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8　大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9　意見書の提出期限及び提出先

平成22年 1月18日　　名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成21年 9月16日

名古屋市長　　河　村　　た か し

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

名古屋港ショッピングモール

名古屋市港区一州 1番の 3

2　変更しようとする事項

(1) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設	面積	
	変更前	変更後
カインズ棟南側荷さばき施設№ 1	56平方メートル	変更なし
カインズ棟東側荷さばき施設№ 2	325平方メートル	変更なし
カインズ棟北側荷さばき施設№ 3	140平方メートル	変更なし
アルペン棟西側荷さばき施設№ 4	54平方メートル	変更なし
カインズ棟南側荷さばき施設№ 5	211平方メートル	変更なし
カインズ棟 2階荷さばき施設№ 6	―	20平方メートル
カインズ棟 2階荷さばき施設№ 7	―	40平方メートル
合計	786平方メートル	846平方メートル

(2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等保管施設	容量	
	変更前	変更後

カインズ棟南側廃棄物保管庫№ 1	32.9立方メートル	変更なし
カインズ棟南側再利用対象物保管庫№ 2	32.7立方メートル	変更なし
カインズ棟東側再利用対象物保管庫№ 3	45.0立方メートル	変更なし
カインズ棟東側廃棄物保管庫№ 4	12.4立方メートル	変更なし
カインズ棟東側再利用対象物保管庫№ 5	18.0立方メートル	変更なし
カインズ棟北側廃棄物保管庫№ 6	13.4立方メートル	変更なし
カインズ棟北側再利用対象物保管庫№ 7	6.8立方メートル	変更なし
アルペン棟西側廃棄物保管庫№ 8	20.1立方メートル	変更なし
アルペン棟西側再利用対象物保管庫№ 9	20.3立方メートル	変更なし
カインズ棟 2階廃棄物保管庫№10	―	4.0 立方メートル
カインズ棟 2階再利用対象物保管庫№11	―	20.0立方メートル
合計	201.6立方メートル	225.6立方メートル

廃棄物等の保管施設の位置については、縦覧によります。

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻		閉店時刻	
	変更前	変更後	変更前	変更後
ブックオフコーポレーション㈱	―	午前 9時00分	―	午後10時00分

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
カインズ棟西側平面駐車場№ 1	午前 8時30分から午後 9時30分まで	午前 8時30分から午後11時00分まで
カインズ棟北側平面駐車場№ 2	午前 8時30分から午後 9時30分まで	午前 8時30分から午後11時00分まで
カインズ棟南東側平面駐車場№ 3	午前 8時30分から午後 9時30分まで	変更なし

カインズ棟南側平面駐車場№ 4	午前 8時30分から午後 9時30分まで	変更なし
カインズ棟 2階北側駐車場№ 5	午前 8時30分から午後 9時30分まで	午前 8時30分から午後11時00分まで
カインズ棟 2階南側駐車場№ 6	午前 8時30分から午後 9時30分まで	変更なし
カインズ棟屋上南側駐車場№ 7	午前 8時30分から午後 9時30分まで	変更なし
アルペン棟平面駐車場№ 8	午前 0時00分から午後12時00分まで	変更なし

3　変更の日

(1) 小売業者の開店時刻及び閉店時刻並びに駐車場利用可能時間帯については、平成21年11月 1日

(2) 荷捌き施設の位置及び面積並びに廃棄物等の保管施設の位置及び容量については、平成22年 5月 4日

4　変更しようとする理由

(1) 荷さばき施設の位置及び面積並びに廃棄物等の保管施設の位置及び容量については、小売業者の変更に伴う新設のため

(2) 小売業者の開店時刻及び閉店時刻についてはお客さまの利便性向上のため

(3) 駐車場の利用可能時間帯については、営業時間変更のため

5　届出の日

平成21年 9月 3日

6　届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

港区役所情報コーナー

7　届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成21年 9月16日から平成22年 1月18日まで。ただし、日曜日、土曜日、

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日及び12月29日から同月31日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8　大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9　意見書の提出期限及び提出先

平成22年 1月18日　　名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされましたので、同条第 6項の規定により次のとおり公告します。

平成21年 9月16日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　大規模小売店舗の名称及び所在地
フィール食品館
名古屋市南区北内町二丁目 7番地 1

2　大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,007平方メートル

3　大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル

4　大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000平方メートル以下となる日
平成21年 8月31日

5　廃止する理由
店舗閉鎖のため

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

公立大学法人名古屋市立大学における財務諸表の公告

地方独立行政法人法（平成15年法律第 118 号）第34条第 4 項及び公立大学法人名古屋市立大学定款第 7 条の規定に基づき、公立大学法人名古屋市立大学の財務諸表を公告します。

平成21年 9 月15日

公立大学法人名古屋市立大学理事長　　西野　仁雄

平　成　２０　年　度

財　務　諸　表

第３期

自　平成２０年４月　１日

至　平成２１年３月３１日

公立大学法人　名古屋市立大学

目　次

貸借対照表 ･･･1
損益計算書 ･･･3
キャッシュ・フロー計算書 ･･･4
利益の処分に関する書類 ･･･5
行政サービス実施コスト計算書 ･･･6

附属明細書
（１）　固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第８４特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）の明細 ･････････ １０
（２）　たな卸資産の明細 ･･･ １１
（３）　有価証券の明細 ･･･ １１
（４）　長期貸付金の明細 ･･･ １１
（５）　長期借入金の明細 ･･･ １１
（６）　引当金の明細 ･･･ １２
（７）　保証債務の明細 ･･ １２
（８）　資本金及び資本剰余金の明細 ･･････････････････････････････ １３
（９）　積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細 ･･････････････ １３
（１０）運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細 ･･････････････ １４
（１１）地方公共団体等からの財源措置の明細 ･･････････････････････ １４
（１２）役員及び教職員の給与の明細 ･･････････････････････････････ １５
（１３）開示すべきセグメント情報 ･････････････････････････････････ １６
（１４）業務費及び一般管理費の明細 ･･････････････････････････････ １７
（１５）上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細 ･･････････ １９
（１６）関連公益法人等の概要等 ･･････････････････････････････････ ２２

貸　借　対　照　表

（平成２１年３月３１日）

（単位 ： 千円 ）

資産の部				
Ⅰ．固定資産				
１．有形固定資産				
土地		21,090,206		
建物	50,928,957			
減価償却累計額	△10,978,773	39,950,183		
構築物	576,472			
減価償却累計額	△27,587	548,885		
工具器具備品	10,095,834			
減価償却累計額	△5,178,193	4,917,641		
図書		6,119,719		
美術品・収蔵品		20,770		
車両運搬具	580			
減価償却累計額	△459	120		
建設仮勘定		2,206,167		
有形固定資産合計		74,853,695		
２．無形固定資産				
ソフトウェア		330,221		
電話加入権		580		
その他		12,953		
無形固定資産合計		343,754		
３．投資その他の資産				
投資有価証券		37,679		
差入保証金		29,370		
破産再生更生債権等	30,447			
徴収不能引当金	△30,447	-		
投資その他の資産合計		67,049		
固定資産合計			75,264,498	
Ⅱ．流動資産				
現金及び預金		4,595,648		
未収学生納付金収入		1,249		
未収附属病院収入	3,162,772			
徴収不能引当金	△46,744	3,116,027		
たな卸資産		8,638		
医薬品及び診療材料		401,760		
前払費用		32,855		
未収収益		2,591		
未収入金		3,041,328		
流動資産合計			11,200,100	
資産合計				86,464,599

負債の部				
Ⅰ．固定負債				
資産見返負債				
資産見返運営費交付金等	531,890			
資産見返補助金等	30,230			
資産見返寄附金	277,839			
資産見返物品受贈額	6,453,744			
建設仮勘定見返運営費交付金等	15,015			
建設仮勘定見返施設費	2,155,831	9,464,551		
長期寄附金債務		39,991		
長期前受受託研究費等		230		
退職給付引当金		17,342		
長期リース債務		2,330,247		
固定負債合計			11,852,362	
Ⅱ．流動負債				
運営費交付金債務		53,099		
寄附金債務		237,600		
前受受託研究費等		70,910		
預り科学研究費補助金等		76,610		
未払金		5,192,659		
未払消費税等		2,905		
預り金		283,829		
賞与引当金		23,965		
リース債務		739,135		
流動負債合計			6,680,715	
負債合計				18,533,078
資本の部				
Ⅰ．資本金				
地方公共団体出資金		66,698,240		
資本金合計			66,698,240	
Ⅱ．資本剰余金				
資本剰余金		8,785,920		
損益外減価償却累計額（△）		△11,236,551		
資本剰余金合計			△2,450,630	
Ⅲ．利益剰余金				
教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善目的積立金		1,712,552		
積立金		1,321,107		
当期未処分利益		652,564		
（うち当期総利益　652,564 ）				
利益剰余金合計			3,686,224	
Ⅳ．その他有価証券評価差額金			△2,312	
資本合計				67,931,521
負債資本合計				86,464,599

損　益　計　算　書

（平成２０年４月１日～平成２１年３月３１日）

（単位　：千円　）

経常費用			
業務費			
教育経費	937,993		
研究経費	1,507,681		
診療経費	10,659,250		
教育研究支援経費	249,907		
受託研究費	355,971		
受託事業費	39,912		
役員人件費	81,650		
教員人件費	6,411,763		
職員人件費	8,762,076	29,006,206	
一般管理費		655,976	
財務費用			
支払利息	12,178	12,178	
雑損		277	
経常費用合計			29,674,638
経常収益			
運営費交付金収益		8,512,762	
授業料収益		1,893,532	
入学金収益		337,427	
検定料収益		89,795	
手数料収益		504	
附属病院収益		17,186,626	
受託研究等収益			
国又は地方公共団体からの受託研究等収益	87,003		
その他の団体からの受託研究等収益	325,253	412,256	
受託事業等収益			
国又は地方公共団体からの受託事業等収益	39,287		
その他の団体からの受託事業等収益	725	40,013	
寄附金収益		473,078	
補助金等収益		123,880	
施設費収益		225,954	
研究関連収入		144,978	
その他の業務収益		27,981	
資産見返負債戻入			
資産見返運営費交付金等戻入	62,683		
資産見返補助金等戻入	2,837		
資産見返寄附金戻入	48,418		
資産見返物品受贈額戻入	731,851	845,790	
財務収益			
受取利息	16,479		
受取配当金	682	17,161	
雑益			
財産貸付料収入	129,516		
その他	129,041	258,557	
経常収益合計			30,590,299
経常利益			915,661
臨時損失			
固定資産除却損		295	
固定資産売却損		9,110	
過年度診療報酬返還損		310,940	
過年度受託研究費		19,785	
その他		4,604	344,736
臨時利益			
除売却資産見返負債戻入		295	
過年度受託研究等収益		19,785	
その他		3,951	24,033
当期純利益			594,957
目的積立金取崩額			57,607
当期総利益			652,564

キャッシュ・フロー計算書

（　平成２０年４月１日～平成２１年３月３１日　）

（単位　：　千円　）

Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△11,762,639
人件費支出	△15,265,268
その他の業務支出	△752,783
運営費交付金収入	8,525,000
授業料収入	1,958,167
入学金収入	341,079
検定料収入	89,856
手数料収入	540
附属病院収入	16,811,622
受託研究等収入	449,599
受託事業等収入	42,638
補助金等収入	114,848
寄附金収入	454,177
その他の業務収入	428,848
預り科学研究費補助金等の減少	△66,254
預り金等の増加	66,380
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,435,814
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△2,004,741
定期預金の払戻による収入	2,000,000
有形固定資産の取得による支出	△2,634,537
有形固定資産の売却による収入	18,000
無形固定資産の取得による支出	△81,872
投資その他の資産の取得による支出	△5,034
投資その他の資産の返還による収入	755
施設費による収入	1,145,327
小計	△1,562,103
利息及び配当金の受取額	14,569
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,547,533
Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△601,241
小計	△601,241
利息の支払額	△11,016
財務活動によるキャッシュ・フロー	△612,258
Ⅳ　資金減少額	723,977
Ⅴ　資金期首残高	2,587,625
Ⅵ　資金期末残高	1,863,648

利益の処分に関する書類

（単位 ： 円 ）

Ⅰ　当期未処分利益			652,564,644
当期総利益		652,564,644	
Ⅱ　利益処分額			
積立金		4,481,924	
地方独立行政法人法第４０条第３項により設立団体の長の承認を受けた額			
教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善目的積立金	648,082,720	648,082,720	652,564,644

行政サービス実施コスト計算書

（平成２０年４月１日～平成２１年３月３１日）

（単位 ： 千円）

Ⅰ　業務費用			
(1)　損益計算書上の費用			
業務費	29,006,206		
一般管理費	655,976		
財務費用	12,178		
雑損	277		
臨時損失	344,736	30,019,375	
(2)　（控除）自己収入等			
授業料収益	△1,893,532		
入学金収益	△337,427		
検定料収益	△89,795		
手数料収益	△504		
附属病院収益	△17,186,626		
受託研究等収益	△412,256		
受託事業等収益	△40,013		
寄附金収益	△473,078		
その他の業務収益	△27,981		
資産見返運営費交付金等戻入	△62,683		
資産見返寄附金戻入	△48,418		
財務収益	△17,161		
雑益	△258,557		
臨時利益	△24,033	△20,872,068	
業務費用合計			9,147,306
Ⅱ　損益外減価償却等相当額			3,604,090
Ⅲ　引当外退職給付増加見積額			227,095
Ⅳ　機会費用			
地方公共団体出資の機会費用	888,123		888,123
Ⅴ　行政サービス実施コスト			13,866,616

（注）資産見返運営費交付金等戻入△62,683千円は、授業料を財源として取得した資産に伴うものです。

重要な会計方針

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しています。

なお、退職一時金については費用進行基準を採用しています。

２．減価償却の会計処理方法

（１） 有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としており、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	２～４７年
構築物	２～４８年
工具器具備品	２～２０年

また、特定の償却資産（地方独立行政法人会計基準第８４条）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

なお、受託研究収入により購入した償却資産については当該受託研究期間を耐用年数としています。

（２） 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しています。

３．引当金の計上基準

（１） 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金のうち、運営費交付金により財源措置がなされないものについては、教職員の退職給付に備えるため、期末自己都合退職金要支給額に基づき退職給付引当金を計上しています。なお、退職一時金のうち、運営費交付金により財源措置がなされるものについては、退職給付に係る引当金は計上していません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第８５第４項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しています。

（２） 賞与引当金の計上基準

賞与のうち、運営費交付金により財源措置がなされないものについて、教職員に支給する賞与に備えるため、支給見込額を計上しています。

（３） 徴収不能引当金の計上基準

債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権については徴収不能実績率により、徴収不能懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

４．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しています。

（評価差額は資本直入法により処理しています。）

５．たな卸資産の評価基準及び評価方法

（１） 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法により評価しています。

（２） 医薬品及び診療材料

最終仕入原価法による低価法により評価しています。

６．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

（１） 地方公共団体出資の機会費用の計算に使用した利率

平成２１年３月末における１０年利付国債の利回りを参考に１．３４０％で計算しています。

７．リース取引についての会計処理

リース料総額が３００万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

８．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっています。

注記事項

１．貸借対照表関係

（１） 運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額　7,294,013 千円

２．損益計算書関係

（１） 附属病院において法人設立時に設立団体名古屋市から譲渡され、資産見返勘定を計上している医療用機器等について、当期の資産見返勘定戻入額は、576,795 千円です。

３．キャッシュ・フロー計算書関係

（１） 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	4,595,648 千円
うち定期預金	2,732,000 千円
（差引）資金残高	1,863,648 千円

（２） 重要な非資金取引

① 現物寄附による資産・消耗品の取得	161,552 千円
② ファイナンス・リースによる資産の取得	2,767,333 千円

４．行政サービス実施コスト計算書関係

（１） 引当外退職給付増加見積額のうち設立団体名古屋市からの派遣職員に係る部分は 303,010 千円です。

５．重要な債務負担行為

当期以前に契約を締結し、翌期以降に支払いが発生する重要なものは、以下のとおりです。

（単位：千円）

件名	契約金額	翌期以降支払予定額
市大薬学部研究棟・実習棟改築　建築工事	3,546,900	1,206,251
市大薬学部研究棟・実習棟改築　電気設備工事	546,000	329,553
市大薬学部研究棟・実習棟改築　機械設備工事	1,144,500	661,596
市大薬学部研究棟・実験棟改築　ガス設備工事	78,145	35,146
市大薬学部研究棟・実習棟改築　工事監理委託	72,975	13,020

６．重要な後発事象

該当事項はありません。

財務諸表は、千円未満を切り捨てて表示しています。
ただし、利益の処分に関する書類（案）は、円単位で表示しています。

附 属 明 細 書

（１）固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第８４特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）の明細

（単位：千円）

資産の種類		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額	当期償却額	差引当期末残高	摘要
有形固定資産(特定償却資産)	建物	49,530,176	1,217,945	7,910	50,740,211	10,953,862	3,450,273	39,786,349	
	構築物	11,088	456,939	-	468,028	5,593	4,576	462,435	
	工具器具備品	804,297	56,167	-	860,465	236,475	124,558	623,989	
	計	50,345,562	1,731,052	7,910	52,068,705	11,195,930	3,579,409	40,872,774	
有形固定資産(特定償却資産以外)	建物	117,416	71,328	-	188,745	24,911	10,394	163,834	
	構築物	100,944	7,500	-	108,444	21,994	8,049	86,450	
	工具器具備品	6,443,897	3,105,896	314,424	9,235,369	4,941,717	1,274,208	4,293,651	
	図書	6,088,928	54,178	23,387	6,119,719	-	-	6,119,719	
	車両運搬具	580	-	-	580	459	290	120	
	計	12,751,768	3,238,903	337,812	15,652,859	4,989,082	1,292,942	10,663,776	
非償却資産	土地	21,109,406	-	19,200	21,090,206	-	-	21,090,206	
	美術品・収蔵品	14,090	6,680	-	20,770	-	-	20,770	
	建設仮勘定	160,521	2,085,305	39,659	2,206,167	-	-	2,206,167	
	計	21,284,017	2,091,985	58,859	23,317,143	-	-	23,317,143	
有形固定資産合計	土地	21,109,406	-	19,200	21,090,206	-	-	21,090,206	
	建物	49,647,592	1,289,274	7,910	50,928,957	10,978,773	3,460,668	39,950,183	
	構築物	112,033	464,439	-	576,472	27,587	12,625	548,885	
	工具器具備品	7,248,195	3,162,063	314,424	10,095,834	5,178,193	1,398,766	4,917,641	
	図書	6,088,928	54,178	23,387	6,119,719	-	-	6,119,719	
	美術品・収蔵品	14,090	6,680	-	20,770	-	-	20,770	
	車両運搬具	580	-	-	580	459	290	120	
	建設仮勘定	160,521	2,085,305	39,659	2,206,167	-	-	2,206,167	
	計	84,381,348	7,061,942	404,581	91,038,708	16,185,013	4,872,351	74,853,695	
無形固定資産(特定償却資産)	ソフトウェア	159,873	-	-	159,873	40,620	24,681	119,252	
	計	159,873	-	-	159,873	40,620	24,681	119,252	
無形固定資産(特定償却資産以外)	ソフトウェア	842,856	109,966	-	952,822	741,854	216,141	210,968	
	電話加入権	580	-	-	580	-	-	580	
	その他	7,019	6,502	568	12,953	-	-	12,953	
	計	850,455	116,468	568	966,355	741,854	216,141	224,501	
無形固定資産合計	ソフトウェア	1,002,729	109,966	-	1,112,695	782,474	240,822	330,221	
	電話加入権	580	-	-	580	-	-	580	
	その他	7,019	6,502	568	12,953	-	-	12,953	
	計	1,010,328	116,468	568	1,126,228	782,474	240,822	343,754	
投資その他の資産	投資有価証券	40,143	-	2,464	37,679	-	-	37,679	
	差入保証金	25,091	5,034	755	29,370	-	-	29,370	
	破産再生更生債権等	31,672	8,300	9,525	30,447	-	-	30,447	
	徴収不能引当金	△31,672	△8,300	△9,525	△30,447	-	-	△30,447	
	計	65,234	5,034	3,219	67,049	-	-	67,049	

（２）たな卸資産の明細

（単位：千円）

種　類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘　要
		当期購入・製造・振替	その他	払出・振替	その他		
貯蔵品	8,103	160,218	-	159,684	-	8,638	
たな卸資産計	8,103	160,218	-	159,684	-	8,638	
医薬品	154,424	3,972,679	-	3,938,014	-	189,088	
診療材料	224,931	2,060,535	-	2,070,885	1,909	212,671	（注）
医薬品及び診療材料計	379,356	6,033,214	-	6,008,900	1,909	401,760	

（注）当期減少額のうち、「その他」は低価法の適用による評価損を計上しています。

（３）有価証券の明細

（３）－１　流動資産として計上された有価証券

該当事項はありません

（３）－２　投資その他の資産として計上された有価証券

（単位：千円）

	種類及び銘　柄	取得価額	時　価	貸借対照表計上額	当期損益に含まれた評価差額	その他有価証券評価差額	摘要
その他有価証券	東邦瓦斯(株)	38,000	36,160	36,160	-	△1,840	
	中部電力(株)	1,991	1,519	1,519	-	△472	
	計	39,991	37,679	37,679	-	△2,312	
貸借対照表計上額				37,679			

（４）長期貸付金の明細

該当事項はありません

（５）長期借入金の明細

該当事項はありません

（６）引当金の明細

（６）－１　引当金の明細

（単位：千円）

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘　要
			目的使用	その他		
賞与引当金	14,941	23,965	14,941	-	23,965	
合　計	14,941	23,965	14,941	-	23,965	

（６）－２　貸付金等に対する貸倒引当金の明細

（単位：千円）

区　分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘　要
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高	
徴収不能引当金 （破産再生更生債権等）	31,672	△1,225	30,447	△31,672	1,225	△30,447	（注）
徴収不能引当金 （未収附属病院収入）	2,819,162	343,610	3,162,772	△55,079	8,334	△46,744	（注）
合　計	2,850,835	342,385	3,193,220	△86,752	9,559	△77,192	

（注）一般債権は徴収不能実績率により、徴収不能懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、
回収不能見込額を計上しています。

（６）－３　退職給付引当金の明細

（単位：千円）

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘　要
退職給付債務合計額	6,090	11,252	-	17,342	
退職一時金に係る債務	6,090	11,252	-	17,342	
厚生年金基金に係る債務	-	-	-	-	
未認識過去勤務債務及び 未認識数理計算上の差異	-	-	-	-	
年金資産	-	-	-	-	
退職給付引当金	6,090	11,252	-	17,342	

（７）保証債務の明細

該当事項はありません

（８）資本金及び資本剰余金の明細

（単位：千円）

区　分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘　要
資本金	地方公共団体（名古屋市）出資金	66,698,240	-	-	66,698,240	
	計	66,698,240	-	-	66,698,240	
資本剰余金	資本剰余金					
	地方公共団体出資	△67,740	-	-	△67,740	
	無償譲与	2,761,639	-	-	2,761,639	
	寄附金	16	-	-	16	
	目的積立金	-	46,178	-	46,178	（注１）
	施設費	4,329,013	1,716,813	-	6,045,826	（注２）
	計	7,022,928	1,762,991	-	8,785,920	
	損益外減価償却累計額	7,633,592	3,604,090	1,131	11,236,551	（注３）
	差　引　計	△610,663	△1,841,098	△1,131	△2,450,630	

（注１）当期増加額は、目的積立金により取得した建物に係るものです。
（注２）当期増加額は、名古屋市からの施設整備費補助金により取得した建物等に係るものです。
（注３）当期減少額は、名古屋市からの現物出資により受入れた建物を売却したものです。

（９）積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

（９）－１　積立金の明細

（単位：千円）

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘　要
積立金	1,316,607	4,500	-	1,321,107	（注）
教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善目的積立金	966,839	849,498	103,785	1,712,552	（注）
計	2,283,446	853,998	103,785	3,033,659	

（注）当期増加額は、平成19年度の利益処分によるものです。当期減少額は、当該積立金の使途に沿った資産の購入及び費用発生によるものです。

（９）－２　目的積立金の取崩しの明細

（単位：千円）

区　分		金　額	摘　要
目的積立金取崩額	教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善目的積立金	57,607	教育研究目的の費用発生による
	計	57,607	
その他	教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善目的積立金	46,178	教育研究目的の資産購入による
	計	46,178	

（１０）　運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

（１０）－１　運営費交付金債務

（単位：千円）

交付年度	期首残高	交付金当期交付額	当期振替額				期末残高
			運営費交付金収益	資産見返運営費交付金	資本剰余金	小　計	
平成18年度	40,862	-	-	-	-	-	40,862
平成19年度	-	-	-	-	-	-	-
平成20年度	-	8,525,000	8,512,762	-	-	8,512,762	12,237
合　計	40,862	8,525,000	8,512,762	-	-	8,512,762	53,099

（１０）－２　運営費交付金収益

（単位：千円）

業務等区分	平成１８年度交付分	平成１９年度交付分	平成２０年度交付分	合計
期間進行基準	-	-	7,909,361	7,909,361
費用進行基準	-	-	603,401	603,401
合　計	-	-	8,512,762	8,512,762

（１１）　地方公共団体等からの財源措置の明細

（１１）－１　施設費の明細

（単位：千円）

区　分	当期交付額	左の会計処理内訳			摘　要
		建設仮勘定見返施設費	資本剰余金	その他	
施設整備費（大学）	3,297,135	2,070,290	1,111,589	115,254	
施設整備費（病院）	690,502	-	581,823	108,679	
合　計	3,987,638	2,070,290	1,693,413	223,934	

（１１）－２　補助金等の明細

（単位：千円）

区　分	当期交付額	当期振替額					摘　要
		建設仮勘定見返補助金等	資産見返補助金等	資本剰余金	預り補助金等	収益計上	
大学改革推進等補助金（戦略的大学連携支援事業）	18,308	-	8,451	-	-	9,856	
大学改革推進等補助金（現代的教育ニーズ取組支援プログラム）	6,000	-	-	-	-	5,349	（注）
大学改革推進等補助金（がんプロフェッショナル養成プラン）	3,474	-	-	-	-	3,474	
大学改革推進等補助金（大学病院連携型高度医療人養成推進事業）	11,377	-	8,373	-	-	3,003	
研究拠点形成費等補助金（大学院教育改革支援プログラム）	31,185	-	2,664	-	-	28,520	
老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）	15,000	-	4,200	-	-	10,800	
臨床研修費等補助金	38,150	-	-	-	-	38,150	
感染症予防事業費国庫負担金（乳がん用マンモコイル緊急整備事業費）	7,875	-	-	-	-	7,875	
看護師等協働推進研修モデル事業委託費	2,020	-	-	-	-	2,020	
病院内保育所運営費補助金	1,331	-	-	-	-	1,331	
がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金	13,000	-	-	-	-	13,000	
災害拠点病院機能強化事業費補助金	500	-	-	-	-	500	
合　計	148,220	-	23,688	-	-	123,880	

（注）651千円は返還予定であります。

（１２）　役員及び教職員の給与の明細

（単位：千円、人）

区　分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役　員	常　勤	69,822	5	-	-
	非常勤	3,240	4	-	-
	計	73,062	9	-	-
教職員	常　勤	11,182,862	1,536	603,401	71
	非常勤	1,386,341	677	-	-
	計	12,569,203	2,213	603,401	71
合　計	常　勤	11,252,684	1,541	603,401	71
	非常勤	1,389,581	681	-	-
	計	12,642,265	2,222	603,401	71

（注）１　役員に対する報酬及び退職手当の支給基準の概要
「公立大学法人名古屋市立大学役員の報酬に関する規程」及び「公立大学法人名古屋市立大学役員の退職手当に関する規程」に基づき支給しております。

（注）２　教職員に対する給与及び退職手当の支給基準の概要
「公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程」及び「公立大学法人名古屋市立大学職員の退職手当に関する規程」に基づき支給しております。

（注）３　支給人員数は、年間平均支給人員数によっています。

（注）４　支給額には、賞与引当金繰入額、退職給付引当金繰入額及び法定福利費は含まれておりません。

（１３） 開示すべきセグメント情報

（単位：千円）

区　分	大学 （附属病院を除く）	附属病院	小計	法人共通	合　計
業務費用					
業務費	9,977,267	19,028,939	29,006,206	-	29,006,206
教育経費	937,993	-	937,993	-	937,993
研究経費	1,478,527	29,154	1,507,681	-	1,507,681
診療経費	-	10,659,250	10,659,250	-	10,659,250
教育研究支援経費	249,907	-	249,907	-	249,907
受託研究費	272,179	83,791	355,971	-	355,971
受託事業費	28,062	11,850	39,912	-	39,912
人件費	7,010,596	8,244,893	15,255,489	-	15,255,489
一般管理費	465,598	190,377	655,976	-	655,976
財務費用	4,261	7,916	12,178	-	12,178
雑損	181	95	277	-	277
小　計	10,447,309	19,227,329	29,674,638	-	29,674,638
業務収益					
運営費交付金収益	6,962,323	1,550,439	8,512,762	-	8,512,762
学生納付金収益	2,321,258	-	2,321,258	-	2,321,258
附属病院収益	-	17,186,626	17,186,626	-	17,186,626
受託研究等収益	287,932	124,323	412,256	-	412,256
受託事業等収益	28,163	11,850	40,013	-	40,013
寄附金収益	472,078	1,000	473,078	-	473,078
補助金等収益	58,001	65,879	123,880	-	123,880
施設費収益	115,586	110,367	225,954	-	225,954
研究関連収入	144,978	-	144,978	-	144,978
その他の業務収益	12,263	15,717	27,981	-	27,981
資産見返負債戻入	261,563	584,227	845,790	-	845,790
財務収益	16,520	641	17,161	-	17,161
雑益	90,435	168,122	258,557	-	258,557
小　計	10,771,104	19,819,195	30,590,299	-	30,590,299
業務損益	323,795	591,865	915,661	-	915,661
土地	15,721,206	5,369,000	21,090,206	-	21,090,206
建物	12,802,615	27,147,568	39,950,183	-	39,950,183
構築物	53,717	495,167	548,885	-	548,885
その他	12,233,124	8,046,550	20,279,675	4,595,648	24,875,323
帰属資産	40,810,664	41,058,286	81,868,951	4,595,648	86,464,599

（注）１　セグメントの区分は、事業の種類別に診療とその他に区分しています。
（注）２　帰属資産のうち、法人共通については、現金及び預金の額を計上しています。
（注）３　目的積立金の取り崩しを財源とする費用は、大学（附属病院を除く）において業務費が57,607千円発生しています。
（注）４　損益外減価償却相当額及び引当外退職給付増加見積額のセグメント毎の金額は以下のとおりです。

（単位：千円）

区　分	大学 （附属病院を除く）	附属病院	小計	法人共通	合　計
損益外減価償却相当額	1,329,206	2,274,884	3,604,090	-	3,604,090
引当外退職給付増加見積額	△50,869	277,964	227,095	-	227,095

（１４） 業務費及び一般管理費の明細

（単位：千円）

教育経費			
消耗品費		186,617	
備品費		90,931	
印刷製本費		26,698	
水道光熱費		174,999	
旅費交通費		12,064	
通信運搬費		3,734	
賃借料		6,553	
修繕費		60,262	
行事費		915	
諸会費		4,913	
会議費		518	
報酬・委託・手数料		133,628	
奨学費		120,725	
減価償却費		104,691	
徴収不能額		2,143	
雑費		8,595	937,993
研究経費			
消耗品費		144,977	
備品費		78,385	
印刷製本費		9,281	
水道光熱費		283,811	
旅費交通費		40,693	
通信運搬費		4,382	
賃借料		836	
修繕費		50,471	
諸会費		3,432	
会議費		392	
報酬・委託・手数料		292,861	
学用患者費		4,621	
減価償却費		218,038	
学術奨励金		362,689	
雑費		12,806	1,507,681
診療経費			
材料費			
医薬品費	3,938,014		
診療材料費	2,070,885		
給食用材料費	151,552	6,160,452	
委託費			
検査委託費	126,876		
給食委託費	187,774		
医事委託費	314,214		
清掃委託費	42,539		
保守委託費	58,877		
物品供給業務委託費	297,768		
その他	311,511	1,339,561	
設備関係費			
減価償却費	1,080,826		
機器賃借料	85,438		
修繕費	327,929		
機器保守費	615,496	2,109,690	
研修費		14,221	
経費			
消耗品費	38,231		
備品費	34,264		
印刷製本費	10,991		
水道光熱費	658,189		
旅費交通費	65,306		
通信運搬費	13,661		
賃借料	171,168		
福利厚生費	5,321		
保険料	2,970		
広告宣伝費	10		

行事費	273		
諸会費	2,604		
会議費	46		
報酬・委託・手数料	8,847		
被服費	1,822		
徴収不能額	18,203		
徴収不能引当金繰入額	472		
棚卸評価損	1,909		
雑費	1,028	1,035,323	10,659,250
教育研究支援経費			
消耗品費		117,148	
備品費		159	
印刷製本費		468	
水道光熱費		21,750	
旅費交通費		365	
通信運搬費		6,371	
賃借料		2,153	
修繕費		4,602	
諸会費		316	
報酬・委託・手数料		68,028	
減価償却費		28,400	
雑費		141	249,907
受託研究費			355,971
受託事業費			39,912
役員人件費			
報酬		73,062	
法定福利費		8,588	81,650
教員人件費			
常勤教員給与			
給料	3,650,394		
賞与	1,233,355		
退職給付費用	568,303		
法定福利費	804,806	6,256,859	
非常勤教員給与			
給料	146,535		
法定福利費	8,368	154,903	6,411,763
職員人件費			
常勤職員給与			
給料	4,896,536		
賞与	1,402,576		
賞与引当金繰入額	23,211		
退職給付費用	45,989		
法定福利費	1,008,376	7,376,689	
非常勤職員給与			
給料	1,239,805		
法定福利費	145,581	1,385,387	8,762,076
一般管理費			
消耗品費		146,993	
備品費		11,916	
印刷製本費		10,630	
水道光熱費		25,708	
旅費交通費		8,482	
通信運搬費		10,086	
賃借料		24,873	
福利厚生費		5,444	
修繕費		36,723	
損害保険料		34,982	
広告宣伝費		3,670	
行事費		939	
諸会費		6,368	
会議費		311	
報酬・委託・手数料		236,613	
租税公課		18,708	
減価償却費		71,431	
雑費		2,090	655,976

（１５）　上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

（１５）－１　現金及び預金の明細

（単位：千円）

区　分		金額
現金		7,602
預金の種類	普通預金	1,856,045
	定期預金	2,732,000
	小計	4,588,045
合　計		4,595,648

（１５）－２　未収附属病院収入の明細

（単位：千円）

区　分	金額
国民健康保険団体連合会	1,722,545
社会保険診療報酬支払基金	1,261,994
患者未収入金	123,095
その他	55,137
合　計	3,162,772

（１５）－３　未払金の明細

（単位：千円）

区　分	金額
安藤・日東・内藤特別共同企業体	598,905
教職員への退職金	534,981
日管・足立・トキワ特別共同企業体	482,904
株式会社塩浜工業	330,793
株式会社八神製作所	247,139
その他	2,997,936
合　計	5,192,659

（１５）－４　資産見返物品受贈額の明細

（単位：千円）

区　分	金額
構築物	39,390
工具器具備品	348,598
図書	5,961,727
ソフトウェア	85,519
その他	18,508
合　計	6,453,744

（１５）－５　寄附金の明細

区　分	当期受入	件数
	（千円）	（件）
大学（附属病院を除く）	430,166	534
附属病院	22,750	9
合　計	452,916	543

（１５）－６　受託研究の明細

（単位：千円）

区　分	期首残高	当期受入額	受託研究等収益	期末残高
大学（附属病院を除く）	9,085	229,551	225,408	13,228
附属病院	8,702	126,958	124,323	11,337
合　計	17,787	356,510	349,731	24,566

（１５）－７　共同研究の明細

（単位：千円）

区　分	期首残高	当期受入額	受託研究等収益	期末残高
大学（附属病院を除く）	14,852	94,245	62,524	46,574
附属病院	-	-	-	-
合　計	14,852	94,245	62,524	46,574

（１５）－８　受託事業の明細

（単位：千円）

区　分	期首残高	当期受入額	受託事業等収益	期末残高
大学（附属病院を除く）	-	28,163	28,163	-
附属病院	-	11,850	11,850	-
合　計	-	40,013	40,013	-

（１５）－９　科学研究費補助金の明細

（単位：千円）

種　　目	当期受入	件　　数	摘　　要
特定領域研究	(156,880)	28	文部科学省
特別研究促進費	(8,950)	2	文部科学省
新学術領域研究	(10,700) 3,210	2	文部科学省
基盤研究（S）	(400) 120	1	独立行政法人 日本学術振興会
基盤研究（A）	(31,640) 9,402	9	独立行政法人 日本学術振興会
基盤研究（B）	(108,014) 33,274	43	独立行政法人 日本学術振興会
基盤研究（C）	(118,145) 35,153	111	独立行政法人 日本学術振興会
萌芽研究	(22,900)	19	独立行政法人 日本学術振興会
若手研究（A）	(5,200) 1,560	2	文部科学省
若手研究（B）	(74,016) 22,547	65	文部科学省
若手研究スタートアップ	(2,852) 855	3	独立行政法人 日本学術振興会
学術創成研究費	(3,000) 900	1	独立行政法人 日本学術振興会
特別研究員奨励費	(6,500)	8	独立行政法人 日本学術振興会
厚生労働科学研究費補助金	(233,559) 36,604	33	厚生労働省
厚生労働省がん研究助成金	(19,045)	7	厚生労働省
合計	(801,801) 143,625	334	

（注）　当期受入は間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については外数として（　　）内に記載しております。

（１６）関連公益法人等

（１６）－１　関連公益法人等の概要

ア　名称、業務の概要、当法人との関係及び役員の氏名

法　人　名	業務の概要	当法人との関係	役員の氏名及び本学での職名（注１）
名古屋市立大学学術振興会	①学術振興基金の設置及び管理事業 ②学術研究助成事業 ③学術研究奨励助成にかかる会計経理事業 ④国際交流推進支援事業 ⑤その他学術研究の振興に必要な事業	関連団体	会長　西野　仁雄　学長 * 理事　今川　正良　副学長 * 理事　小鹿　幸生　副学長 * 理事　向井　清史　副学長 * 理事　郡　健二郎　医学研究科長 * 理事　水上　元　薬学研究科長 * 理事　星野　優太　経済学研究科長 * 理事　吉田　一彦　人間文化研究科長 * 理事　山口　良臣　芸術工学研究科長 * 理事　山田　紀代美　看護学部長 * 理事　田島　譲二　システム自然科学研究科長 * 理事　戸苅　創　医学部附属病院長 * 理事　鋤柄　増根　総合情報センター長 * 理事　尾崎　憲三　事務局長 * 理事　西川　敏　事務局次長 * 理事　二神　望　医学部附属病院管理部長 * 監事　山田　和雄　医学研究科教授 * 監事　水谷　隆治　薬学研究科教授 * 名誉会長伊東　信行　元市立大学学長 #

（注１）平成２１年３月３１日現在　　* は本学教職員。# は本学教職員経験者

イ　関連公益法人等と当法人との取引の関連図

公立大学法人　名古屋市立大学

（業務名）
学術奨励金の交付
名古屋市立大学学術振興会事務の受託 ↓

↑ （業務名）
名古屋市立大学学術振興会事務の委託

名古屋市立大学学術振興会

（１６）－２　関連公益法人等の財務状況

（単位：千円）

法　人　名	貸借対照表			収支計算書		
	資産	負債	正味財産	当期収入合計額	当期支出合計額	当期収支差額
名古屋市立大学学術振興会	951,960	29,274	922,685	1,103,011	363,495	739,515

（１６）－３　関連公益法人等の基本財産等の状況

関連公益法人等の基本財産に対する出えん、拠出、寄附等の明細並びに関連公益法人の運営費、事業費等に充てるため当該事業年度において負担した会費、負担金等の明細

該当事項はありません

（１６）－４　関連公益法人等との取引状況

（単位：千円）

法人名	関連公益法人等に対する					事業収入	左のうち当法人との取引金額	事業収入に占める割合
	債権の明細		債務の明細		債務保証の明細			
	科目	金額	科目	金額				
名古屋市立大学学術振興会	未収入金	2,085	未払金	－	該当事項はありません	362,689	362,689	100.00%